

第百八十五回 参議院 国家安全保障に関する特別委員会 會議録第五号

平成二十五年十一月二十日(水曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

十一月十九日

補欠選任

石田 昌宏君	江島 潔君
高野光二郎君	北村 経夫君
石上 俊雄君	白 眞勲君
大野 元裕君	安井美沙子君
藤末 健三君	小川 敏夫君
牧山ひろえ君	加藤 敏幸君
河野 義博君	山本 香苗君
寺田 典城君	和田 政宗君
山下 芳生君	仁比 聡平君

辞任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

中川 雅治君

理事

佐藤 正久君
島尻安伊子君
西田 昌司君
芝 博一君
福山 哲郎君
石川 博崇君

委員

猪口 邦子君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 潔君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
防衛大臣
國務大臣
(内閣官房長官)
國務大臣

副大臣

内閣府副大臣

事務局側

常任委員会専門員

事務局側

五十嵐吉郎君

政府参考人

内閣官房内閣審議官	北村 経夫君
内閣官房内閣審議官	上野 良祐君
内閣官房内閣審議官	佐藤ゆかり君
内閣官房内閣審議官	二之湯武史君
内閣官房内閣審議官	三宅 伸吾君
内閣官房内閣審議官	小川 敏夫君
内閣官房内閣審議官	大野 元裕君
内閣官房内閣審議官	加藤 敏幸君
内閣官房内閣審議官	神本美恵子君
内閣官房内閣審議官	藤末 健三君
内閣官房内閣審議官	増子 輝彦君
外務大臣官房審議官	安井美沙子君
防衛省防衛政策局長	矢倉 克夫君
防衛省運用企画局長	山本 香苗君
防衛省地方協力局長	小野 次郎君
	和田 政宗君
	井上 哲士君
	仁比 聡平君
	中山 恭子君
	福島みずほ君
	後藤 祐一君
	安倍 晋三君
	谷垣 禎一君
	岸田 文雄君
	小野寺五典君
	菅 義偉君
	森 まさこ君
	岡田 広君

本日の会議に付した案件

○安全保障會議設置法等の一部を改正する法律案
(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国
会衆議院送付)

○委員長(中川雅治君)

ただいまから国家安全保障
に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、石上俊雄君、寺田典城君、河野義
博君、山下芳生君、石田昌宏君、高野光二郎君、
大野元裕君、藤末健三君及び牧山ひろえ君が委員
を辞任され、その補欠として増子輝彦君、和田政
宗君、山本香苗君、仁比聡平君、江島潔君、北村
経夫君、安井美沙子君、小川敏夫君及び加藤敏幸
君が選任されました。

○委員長(中川雅治君)

委員会の開会は一時を予

定しておりましたが、鈴木内閣審議官が政府参考
人として呼ばれておりましたが遅刻をしておしま
したので、委員会の開会が遅れました。誠に遺憾
であり、こうしたことのないように今後とも強く
求めます。

まず、鈴木内閣審議官より本日の遅刻の理由に
ついて釈明をしてください。鈴木内閣審議官。

○政府参考人(鈴木良之君) この度、政府の連絡
ミスによりまして、一時から出席すべきところを
遅刻いたしましたので、申し訳ありませんでした。

○委員長(中川雅治君) 誠にこれは委員会として
遺憾に思います。

官房長官より釈明をお願いいたします。菅内閣
官房長官。

○國務大臣(菅義偉君) 参考人の遅れで委員会の
審議進行に大変な御迷惑をお掛けしましたこと
を、政府を代表して心からおわびを申し上げる次
第でございます。

以後、このようなことがないようにしっかりと
対応してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ
申し上げます。

○委員長(中川雅治君) 安全保障會議設置法等の
一部を改正する法律案を議題とし、内閣総理大臣
に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○島尻安伊子君 自由民主党、島尻安伊子でござ
います。気持ちの切り替えていきたいというふう
に思っております。

国家安全保障會議設置法案につきましては、六
年前の第一次安倍内閣でも同じような法案が提案
をされていたわけでありまして。残念ながら、この
ときは審議に入ることなく廃案となっております
。今回は、衆議院において、自民、公明のほか、
民主、みんな、それから維新の賛同を得て衆

議院を通過して、参議院に送られてまいりました。

まだこの法案の行方は予断を許さないわけでありませうけれども、この法案に対する総理の思い、そして成立した場合の運用についてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国家安全保障会議は、外交・安全保障に関する諸課題について、総理大臣を中心として関係閣僚が平素から戦略的観点を持って審議を行い、そして政治が強力なリーダーシップを発揮をして、政府として国家安全保障政策を機動的、戦略的に進めていくために設置をするものであります。我が国をめぐる安全保障環境が悪化する中において、国家国民の安全を守るためなくてはならない組織であると、是非とも早急に設置をしていただきたいと思います。

会議発足後は審議が活発に行われることが重要でありまして、特に中核となる四大臣会合は、外交・安全保障に関する諸課題について、私、官房長官、外務大臣、防衛大臣が月二回程度、定例的に、また必要に応じて機動的に審議を行っていくことにしております。つまり、少数人数において、常に同じ認識を持ちながら、課題について頭の中でのブレインストーミングをしているということになるわけでありまして、何か起こったときに共通の認識の下に対応していくことができる、また意思疎通が常々図られているということにもなるわけであります。

○島尻安伊子君 この法案のポイントというのは四大臣会合の新設ということだというふうに思っております。この四大臣会合について、総理は御答弁の中で、外交・安全保障に関する諸課題について、関係閣僚から平素から審議を行い、今まさに御答弁があったわけでありませうけれども、外交・防衛政策の司令塔として機能し、戦略的な観点から基本的な方向性を示しますというふうにおっしゃっておられます。

この四大臣会合のテーマについては、在日米軍再編、我が国の領土をめぐる諸課題なども挙げて

おられますけれども、沖縄の基地問題、尖閣をめぐる問題について、四大臣会合を中心にとのように進めていこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国家安全保障会議においては、その時々安全保障にかかわる重要な課題について議論をしていくこととなります。今委員が御指摘をされました沖縄における米軍基地の問題、そして尖閣諸島をめぐる問題、我が国の安全保障の根幹に影響する極めて重要、重大な問題であると、このように考えておりますので、当然、国家安全保障会議において審議を行っていきたく、このように思います。

審議の具体的な進め方や内容についてはお答えすることは控えさせていただきますが、思います。が、こうした課題も含めて、日本の安全を守るためにしっかりと議論し、そして備えておくこと、適切に判断、対応してきたいと、このように考えております。

○島尻安伊子君 また、本法案において、議長たる総理は、議案を限つて必要があると認めるメンバー以外の国務大臣を臨時に会議に参加させることができるといふふうになっております。在日米軍再編などについて四大臣会合で審議する際、当該四大臣のほか、どのような国務大臣が議論に参加することがあり得ると考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 四大臣については、先ほど申し上げましたように、私と官房長官と防衛大臣と、そして外務大臣であります。必要があるときと認めるときには関係のある国務大臣を会議に出席させ、意見を述べさせることができる、こうなっておりますが、例えば、在日米軍再編の問題の審議に当たっては、特に沖縄における米軍基地について議論する場合など、必要に応じて沖縄北方担当大臣等の関係閣僚を議員として参加させることを考えております。

○島尻安伊子君 ちよつと話題を変えたいというふうに思います。

本日、お昼の時間に総理はケネディ新大使とお会いになったというふうにお聞きをしておりますが、実は以前に、我々の仲間の沖縄一区の國場幸之助衆議院議員が、実はケネディ大統領が沖縄に来たことがあるんだということをおっしゃっていらして、国会図書館で調べてもらいました。文獻が三冊とネット上の記載を見付けたんですけれども、一九五一年の十月に、当時まだ下院議員だったケネディ大統領、大統領になる前ですね、日本を含めてアジア諸国への視察旅行に出た、そのときに、高熱に襲われて危篤状態に陥つたと。急遽、まだ当時アメリカの統治下にあった沖縄の海軍病院に運ばれて九死に一生を得たという話がございまして。お体が余り丈夫ではなかったということも同じように書いてあったわけでありませうけれども、大変に縁のある沖縄には、ケネディ大使に早くいらしていただければなというふうに思っております。

今回の大使の日本への、数日前に來られたわけですが、いろいろな報道を通じて、大変に熱意とそれから覚悟を感じる、私はそういうふうにご感じるんですけれども、総理、今日お会いになつて、第一印象といいますか、第一印象ではなくて、過去にお会いになつていらしたのも、印象をお聞かせいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどケネディ新大使とお目にかかりまして、昼食を共にしたところでございまして。冒頭、オバマ大統領の親書をいただいたわけですが、お話をしてみても、私、初めてお目にかかったものでありますけれども、日米同盟の重要性について十分に認識をしておられ、また同時に、日米の様々な課題、沖縄の米軍再編の問題等についてもよく認識をしておられると、このように感じるところであります。間違いなくいい大使になつていただけたらなというふうに期待をしております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

本当に縁があるというふうにいるので、沖縄にとつても、なので、この辺のところを是非、今後また総理、あるいは防衛大臣、外務大臣、あるいはほかの閣僚の皆様方には、どこかに入れておいていただければいいかなというふうに思っております。

本当に、私、この日米同盟はとても大事なものだというふうに思っております。今回のこの国家安全保障会議の法案成立によって、またいろいろな意味で強化、進める素地ができるというふうに思っております。

また、現在、在日米軍再編問題に関して、いわゆる日米の2プラス2でございます。外務省と国務省のルート及び防衛省と国防総省とのルートが既に存在をしております。今回の日本版NSCの設置によって米国のNSCとのルートも開かれるものというふうに思われますけれども、この在日米軍再編問題に関して、国家安全保障会議としてどのように外務省、防衛省、その他関係省庁の間の調整を行つて、米国との関係を整理していくのか、また、この既存の外交・防衛当局間のルートがそのまま維持されるとするならば、国家安全保障会議はどのような役割を担うのか、総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 在日米軍再編については国家安全保障会議で議論されることもあり得ると考えますが、その場合、防衛省や外務省、四大臣会合での審議を踏まえて、各々の米国のカウンターパートとの日常的な協議も含め自らの行政事務を遂行していくことになるわけでありまして、国家安全保障会議は、外務省や防衛省が四大臣会合の審議を踏まえて各々の行政事務をしっかりと遂行していくよう、幹事会の場合等を通じてフォローアップをしていくこととなります。また、必要に応じて、国家安全保障局の担当局員が外務省、防衛省が参加する日米協議に同席することもあり得ると、このように思います。

NSCが設立をされたことによつて、言わばこうした外交・安全保障の課題について総理大臣の

下に一つの方向性をみんなで共有して、その共有された方向性の下についてしつかりそれぞれの役所の役割を果たしていくし、その中においてそれぞれが交渉を進めていく、またそれがちゃんと進んでいくということにおいて、場合によってはNSCの局員もこれは参加をする、同席をするということになっていくと思います。

○島尻安伊子君 外務大臣にちよつとお伺いしたいんですけれども、この在日米軍再編に関する情報というのは特定秘密になるのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 政府としては、平素から秘密指定のされていない関連情報及び秘密とされる情報のうち真に必要と判断される情報につきましては、必要な手続を経て開示、説明するよう努めてきております。在日米軍再編に係る情報についても、同様にこの開示、説明の努力をしなければならぬと認識をしております。

そして、この在日米軍再編に係る情報の秘密指定につきましては、個別にその内容等を踏まえて行うものですから、当該情報が特定秘密に当たるかどうかにつき一概に申し上げることは困難ではありますが、特定秘密保護法が成立した後、特定秘密に指定されることが想定される情報は、現行の法令において秘密とされる情報のうち特に秘匿性の高いごく一部の情報であると認識をしております。

先ほど申し上げました全体の政府としての開示、説明努力、この点については変化がないと認識をしております。

○島尻安伊子君 是非、全国民にとつてもそうですが、特に今沖縄県民にとつて、この在日米軍再編に関する情報というのは大変重要なことなのか、ものになってきますので、大臣おっしゃったように、この開示、説明の努力というのは是非お願いしたいというふうに思います。

外務大臣に続けてお伺いをします。
日米両政府は十月の三日、去つた十月三日でありますけれども、日米2プラス2においてグアム移転協定の改定議定書に署名をしております。

この改定議定書に関する承認案件の国会提出についてなんですけれども、これ次期常会となるのか、ちよつと外務大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岸田文雄君) グアム協定につきましては、昨年四月の2プラス2共同発表におきまして、在日米軍再編計画の調整を受け、現行のグアム協定に關してとるべき措置、協議を続けてきました。結果、このグアム協定を改正するということについて合意を行うこととして、先ほど御指摘がありましたように、十月三日、日米2プラス2の機会にグアム協定改正議定書の署名を行った次第であります。

次期通常国会に提出する条約については、今後、適切なタイミング、政府として判断するということになると思いますが、今申し上げましたような経緯を考えますときに、政府としてはできるだけ早期に締結を目指していきたいと考えております。

○島尻安伊子君 是非、この提出及びこれを通過させるということ、我々としても一生懸命、政府とともに頑張つていきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、嘉手納以南の統合計画について防衛大臣にお聞きをしたいと思つております。

この計画、統合計画を本年四月、日米両政府によつて示されたわけでありまして、問題、これをきちんと実行しないといけないというふうに思ひます。意味がないというふうに思つております。

どう実行していくのか、あるいは防衛大臣のきちんとやるんだという意気込みを、(発言する者あり)意気込みということの後ろから言われまして、あれども、それを是非お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小野寺五典君) 国土面積の〇・六%の沖縄に全国の七四%の米軍基地が集中しているということでありまして。政府を挙げて沖縄の負担

軽減、これに全力で取り組んでまいります。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。
○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。

今日は、NSC法案について総理に対する時間をいただきました。ありがとうございます。時間がないので、早速御用件に行きたいと思ひます。

実は、お手元にお配りした資料、テレビを御覧いただいた皆さんにはこちらの資料でございますが、(資料提示) NSC法案、民主党も修正案を提出をいたしまして、政府に二つは要望をのんでいただきました。我々は、このNSC、我々の時代の防衛大綱にも創設をうたつておりましたので、決して反対ではありません。そして、四つ

我々が要望した部分に対して二つだけのんでいただいて、二つ残つております。それがこの表にあるものでございますが、今日は、二つ目のNSC会議の議事録の作成を義務付けるという修正の問題について、総理を中心にお話をさせていただきたいというふうに思つております。

総理に大変失礼だとは思ひますが、総理もよく御案内のように、一九六二年の十月の十六日から二十八日までキューバ危機がございました。これは、まさに米ソが核戦争を起こすかもしれないというような状況の中で非常に緊張した、世界が緊張した数日間でした。私、学生時代に若干このことを勉強した経験があつたので、このキューバ危機のときはアメリカのいわゆるNSCがケネディ大統領、まさに昨日、駐日の大使として着任をいただいたケネディ大使のお父様ですが、そのケネディ大統領を含めたやり取りがどうなのかというのをちよつと調べてみました。

お手元にお配りした資料を見て下さい。これ小さい字で恐縮なんですけど、何と、一九六二年の十月の二十七日、JFK、ちゃんとブレジデント・ジョン・F・ケネディ、マクナマラ国防長官、そしてその横には何と、JFKがどういふことを、大統領が当時どんなことを言つたかも全部これ今残つております。

次のページを見て下さい。これは、キューバのミサイルミレーティングのサマリイというものがあつまして、左側でございまして、これはまさにNSCの最高執行会議でのサマリイが残つております。そして、右側が、私がじっくりしたんですけど、これテレビを御覧いただいた方は見にくいと思ひますが、これは何とあのミレーティング、NSCのミレーティングの際のケネディ大統領の走り書きのメモまで残つていふんです。これはやつぱりすごいんですね。あの世界が震撼したキューバ危機の最中にアメリカはこうやつたものを残している。

私はすごいなと思つておまして、そして、実はこれ猪口先生が御専門だと思ひますが、グレアム・アリソンという方の「決定の本質」、まさに政策決定過程のバイブルと言われている学術書なんですけど、これを見ると、何と、本書で述べられているミサイル危機の三つの分析は全く公文書に基づいたものであると書かれていふんです。つまり、公文書があつて、関係者のヒアリングがあつて、こうやつて歴史の検証に堪え得る、五十年前にアメリカはこれだけのものを残しているんです。

私はやはり、すぐに公開しろとは申し上げません。しかし、日本の、総理が言われるように、国家の戦略を考えるNSCの例えば四大臣会合、そこでの議論は少なくとも議事録、議事概要でこのレベルでは残すべきだと私は思ひますが、総理、いかが思われますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員が指摘をされたように、ケネディ大統領は特にそうした記録を残すことに熱心に取り組んでおられました。最近も世界文化社から本として、彼がレコードに吹き込んだもの、あるいは会談の際にテープで取つたもの等が公開されているわけでありまして。電話等も記録として、大統領同士、元大統領との電話ですね、キューバ・ミサイル危機が終わつた後、それぞれ、アイゼンハワー等に電話をして、そうしたのも全部残つていふわけでございます。

そうした我々も努力をしていくことも、後において歴史として検証する、あるいは政策判断の参考に資することにおいては大切なことではないだろうか、このように思うわけであります。近年のNSCにおいては、会議の結論について簡潔にまとめた文書が作成されました事後にこれが公開されているということもあるということも承知はしておりますが、同時に、この詳細な議事録は基本的には作成はしていないということになつていくわけでございまして、今後、我々、言わば資料としてどう残していくかということについて、今、福山委員が指摘をされたような観点も留意をしながら検討していきたいと、このように思っております。

○福山哲郎君 その総理の御発言だと、この委員会が官房長官や官房副長官からいただいた御発言と変わらないんです、御答弁と。それならこの委員会に総理にきていただく意味がないんです。逆に言うと、アメリカのNSCは、当然我々もお手本にするというか、参考にしたものだと思います。その中で、これだけのものが現実に残っている状況で、なぜ総理が残そうと、議事録取るべきだと言えないんですか。それがリーダーシップじゃないんですか。

私は、翻つて申し上げます。我々の政権のときに原子力対策本部の議事録が取られてませんでした。今思つても、非常に反省をします。自民党の厳しい御批判をいただいて、継ぎはぎでメモを作つて、その中で議事録なりのものを作りました。それでも私は足りなかつたと思つています。原子力の防災対策本部も当然国民の安全にかかわるものでした。そのことを反省した上で、当時、自民党の先生がどういふことを言われていたか、御覧いただければと思います。

中曽根弘文議員、議事録がなければ、当時の政府の事故対応が適切であつたかどうかの検証ができなくなり、政府の責任は極めて重いものがあります。町村信孝議員、自民党です、この無責任体質、隠蔽体質が国民の政治不信を呼ぶんですよ、

一体いかなる対応を取るか。そして、このお二人は外務大臣経験者なんです。外交に携わつて、外交文書がどれほど機密かということをよくお分かりいただいている自民党の本当に経験の深い先生方がこういつたことを発言されている。これ、僅か一年前です。

そして、何と自民党は、齋藤健議員が、当時のキューバ危機、同じようなことを言つておられまして、キューバ危機は一九六二年のこと、五十年前のアメリカにできて日本にできないことはないと思います。次なんです。これからどの政党が政権を取ろうとも、現在に生きる政治家が歴史に對してきちんとしたものを残していくということは、すぐ公にするかどうかは別にしまして、極めて大事なことでありますので、世界に遜色のない記録の取り方というものををつくり上げていっていただきたいと思ひます。

これ、自民党の議員が我々に向かって言われたんです。全くその言葉を総理にお願いしたい。やつと日本でNSCができる、そのときに議事録を、自民党の先生方は、まさか与党になつた途端、野党のときに言つていたことは知らぬという話ではないと思ひます。これだけのことを自民党の議員も言われ、我々も反省をして議事録を作りました。NSCの四大臣会合について議事録を作ることについて、是非この委員会の中で修正をさせていただきます。御決意をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員が、原発事故にどう対応したかと外国との関係も含めた安全保障の政策を議論することを混同された、私、それはおかしいと思ひますよ。

原発の事故についてどう対応していくか、これ残すのは当たり前じゃないですか。我が党の議員がその指摘したことは全く正しいと思ひますし、その指摘は今でも当然のことだろうと。我々は、もしそういう同じ事態になれば、どう対応したかということとはちゃんと記録に残さなければならぬといふ、このように思つてゐるわけでありまして。

それが全く記録がないということ自体が私は異常であつたと、このように思ふわけでありまして、他方、安全保障にかかわることについてどのような記録の残し方があるかということについて検討しなければならぬわけでありまして、米国のNSCについても基本的にはサマリーとしてそれは出すわけでありまして、一方これは、他国に對してどういふ認識をしながらどう対応していくべきかという判断について、あるいは考え方、意見について、それは議論をしながらどういふことを公表するかどうかということについて、これはよく検討がなされるべきなんだろうと、このように思ふわけでありまして、つまり、第三国についての、あるいは他国についての議論そのものが安全保障の根幹にかかわるわけでもありますし、また、他国との外交関係を毀損する可能性もあるわけでありまして、そしてまた、その議論のベースとなるものが、さらに、さらにですね、例えば同盟……(発言する者あり) 済みません、ちよつと後ろからやじをされると考え方が混乱されるので、また最初から説明させていただきますと、最初から説明させていただきますと、つまり……(発言する者あり) そういうふうな間に切られると、私もしゃべるときに混乱しますので、また最初から言わなければいけないと思ひますよ。

じゃ、よろしいですか、もう一度説明。よろしいですか、後ろの方も。話をさせていただきますか、つまり……(発言する者あり) このように途中で遮られますと、非常に答弁……(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 静粛にしてください。答弁続けてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) よろしいですか。つまり、この議事録というのはそういう性格があるといふことを私は今説明をしているわけでありまして、それは、ある国が同盟国である日本に對して出してきた情報であるわけでありまして、それを基に、そういう情報を基に議論を行う

こともあるわけでありまして、そこで、そういう情報を基にする議論について、これを、情報を公開をするといふことを前提であれば、それは何らかそういう提供も難しいし、そういう議論もある種これはそこであるべき議論がなされないといふ可能性もあるわけでありまして、そうしたことも含めてよく検討する必要があるだろうと、こう考へてゐるところでございます。

○福山哲郎君 いや、私は原子力のことだけ申し上げたわけではないですよ。だからこそ、キューバ危機のことも申し上げましたし、齋藤議員がこの同じキューバ危機のことでアメリカがやつたものが日本にできないわけがないとおつしやつた。じゃ、外務大臣、外交文書は三十年原則公開ですね。私は、岡田外務大臣のときにその公文書管理法の改正について携わりました。外交文書は三十年原則公開ですよ。それでよろしいですね。イエスかノーかで答えてください。

○國務大臣(岸田文雄君) 外務省におきましては、内部規則によりまして三十年で原則公開、この原則を踏襲しております。

○福山哲郎君 外交文書も他国との関係のそれこそ首脳間のやり取りといふのは全部入つています。今の総理の話は完全に崩れてます。

もう一個申し上げます。私は四大臣会合は重要だと思つています。私も官邸におりました。例えばです、北朝鮮の例えばミサイルに対して何らかの動きがあつたかどうか、これは非常に機微な情報です。情報を四大臣でやる。それは僕は一定分かります。尖閣に對して領海侵犯、領空侵犯があつたときにどういふ対応をするのかを四大臣を始めとして、まあシミュレーションするのか、どういふ状況を想定するのか分からないけど、いろいろなことを事前に準備しておく。非常に私は重要なことだと思つています。そのことは全く否定をしておりません。しかし、私はすぐに公開しろと言つてゐるわけではない。そのときに、どういふ情報があり、どの大臣がどういふ発言をして、そしてそれによつてアウトプットとしての政策がど

ういう形で日本の安全保障に生かされてきたのか
が実は今の状況だと全く検証できないんです。
もつと言います。四大臣会合、月二回定例的に
やると言われている。定例的にやるということ
は、これは平時もあり得ます。非常事態じゃない
かもしれない、緊急事態じゃないかもしれないか
らこそ、逆にいろんなコミュニケーションやいろ
んな議論があつてしかるべきだと思います。その
しからべき議論にどんな情報があり、誰がどうい
う発言をし、それが結果として防衛省や外務省に指
示が行つてこういう政策になつてきました。今の
ままだったら全然検証できないじゃないですか。
ましてや、これ、森大臣、四大臣会合で議論さ
れることに特定秘密は含まれますか。

○国務大臣(森まさこ君) 場合によっては含まれ
る場合もあり得ます。

○福山哲郎君 そのとおりなんです。特定秘密も
含まれるんです。

そうすると、これ例えば、四大臣集まりまし
た、定期会合です。役人に対して人払いする、
今日はいいと、そこに抵抗できる役人はほとんど
いないはず。人払いして特定秘密も含めて
やつて議事録も出てこなかったら、将来、この四
大臣会合はまるでブラックボックスですよ、何に
も分からない。だって、何が特定秘密かも分か
らないし、その四大臣会合で誰が何をしゃべつて
いたか、何の議題かも分からない。

これは非常に問題で、私は、この四大臣会合に
ついては、必要なものだと思いますけれども、議
事録、これは残すべきだと思いますが、総理、ど
うぞ決断をしてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もう既に何回も答
弁しているように、我々は、それは残すべきでな
いということをやっているのでは全くありません。

そこで、事の性格上、先ほどは例えば一般の外
交機密との関係で話をされましたが、これはま
さに様々な機会に開催されるわけでありまして、委
員が御指摘になつたように、定期的に行うもので

ありますから、事があつてやるということだけで
はなく、定期的な意思疎通をしているという
ことも当然あるわけでありまして、その場にはも
ちろん全く言わば特定秘密にかかわるものにつ
いて議論をしないし、その特定秘密に当たるもの
書類等について議論をしないということは当然あ
り得ますが、しかし、その中で話の中身につ
いては、それは第三国との関係に当たる場合もあ
るし、それは様々な想定がされるわけでありま
す。これは、特定秘密とのかかわりとはまた別
に、この記録にどう残すかという観点からこれは
議論していくに値するだろうと、このように思
うわけでありまして、ですから、我々は検討しよ
うということになつていくわけでありまして。

○福山哲郎君 いや、先ほどから申し上げてい
る、第三国の話はもちろん私は理解をしていま
す。外務大臣も、先ほど外交文書の中も特定秘密
が入る、四大臣会合も特定秘密が入るかもしれ
ないというから、分かつています。それは、だけ
ども、原則公開のための議事録を作つておけばい
いじゃないですか。僕は別にあした公開しろと
申し上げているわけじゃありません、歴史の検
証に堪え得るようにやるべきだと。これ例えば
キューバ危機のときの問題ですけど、これ画像情
報まで実は残っています。これは非常に重要で
す。

我々は、そういった観点も含めてこの修正案に
議事録を義務化するようというのを我々は求
めました。修正提案者が今日来ていただいていま
すので、後藤議員からその思いについてお答えい
ただけますか。

○衆議院議員(後藤祐一君) お答え申し上げます。
NSCの会議の議事録を残しておくことは、二
つ意味があると思います。一つは、すぐオーブン
にするわけではなくて、政府内部の方が果たして
あのときどういう議論がなされてこの決定に至つ
たんだらうかということ政府内部できちんと検
証するようにすること。それと、これはもう少し

将来時間がたつてからだと思いますが、国民がこ
れを検証できるように情報公開をして歴史の検証
にさします。

この二つをすることで、国民に堂々と説明でき
るような質の高い政策決定を緊張感を持ちながら
政府においてはしていただきたいと、そういった
大きな意義があると思いますし、これによつて、
国の持つべき情報というものは本来国民のもので
あるという国民主権の理念、また、国民の知る権
利の保障にもつながるものだと考えます。

衆議院での議論の中で、これについては検討す
るという附帯決議が付されたところでございます
が、今の総理の答弁を聞いても検討にちよつと時
間が掛かりそうでございますので、我々は、この
NSCも含めた、閣議、閣僚会議も含めた議事録
を義務付ける公文書管理法の改正案というものを
昨日国会に提出いたしました。これと、さらには
情報公開法の改正案、この特定秘密法案の対案で
あります特別安全保障秘密の適正な管理に関する
法律案、そして第三者機関を設置する情報適正管
理委員会の設置法案、そして、こういった行政の
秘密を国会に提出するときのルールをむしろ国会
主導で決めようという国会法の改正案、五点を
行政の情報に関する適正管理の五点セットの法案と
して提出させていただいたところでありますので、
これについても審議をしていきたいと思います。

○福山哲郎君 総理、今が我々が議事録を何と
か義務化してほしいという願いなんです。それ
は、与党の議員もずつと云つておられるんでき
よ、野党の時代に。

逆に、総理がおっしゃる通りに、このNSCは
いろんな問題に対して、緊急事態も含めてです。
私は、三・一一の東日本大震災も向き合いまし
た、天安号も延坪島の事件も向き合いました。官
邸の本当に危機管理の機能が大変なんです、重
要なんです。そのときに総理のリーダーシップは
求められる、だから準備が必要だ、分かれます。
だからこそ、その準備の過程をちゃんと残してお

くことが私は政府としての責任だと思います。緊
急事態の意思決定で厳しいです。それは、東電
の撤退を止めたことも、浜岡原発を止めたことも
厳しい決断でした。でも、それは政府・与党の責
任だと思います。総理は今まさにその立場にいま
す。

議事録を残しておこうとここで言うことなどとい
うのは、総理の決断一つじゃないですか。官房
長官と副長官の答弁と同じ答弁しているんだつた
ら、総理、ここに来ていただく必要ないんです
よ。ここでやろうと、ここでやろうと、ここでや
ろうと言つていただければ、今すぐにでも自民党
の理事とこの委員会の後に修正協議をしたらま
まるんです。決して、足らない法律を数の力で押
し込むためにねじれを解消したと国民は思つてお
られるわけではないと思いますよ。熟議の民主主
義というのは、必要なものはちゃんとお互いが
いい法律にしていけばいいと私は思っています。
で、どうか、総理、決断をお願いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今まで何回も答弁
させていただいているわけでありまして、これは
政府と与党の間においてしっかりと議論をしながら
作つた法律でもあるわけでありまして、まあNSC
については第一次安倍政権のときからこの法
律について我々はずつと勉強を積み重ねてきたわ
けでありまして、先ほど申し上げましたように、
米国においても、NSCにおいては基本的にサマ
リーについて発表しているわけでありまして、
我々もそうしたやり取りを残していく歴史的価
値、あるいはまた、その後の指導者あるいはその
後のNSCのメンバーがそうしたものを参考にす
るという意義を否定しているわけでももちろんあ
りませんし、意義は私はあるんだらうと、こう
思っているわけでありまして、しかし、様々な観
点からよく協議をしていく必要はあるだろうと、
検討していく必要があるだろうと、こう考えて
いるところであります。

いずれにせよ、NSCを、この法律を作つたか
らこの形ですつといくというわけではなくて、常

に進化させていくと、国民的なニーズあるいは機能的なニーズにおいて対応していくということが大切ではないのかなと、このように思うわけであります。

○福山哲郎君 随分歯切れが悪い答弁だと思えます。実は、今の議事録一つにしても、そういった答弁を総理がされるから、特定秘密に対して国民の不安が広がっているんです。

我々、先ほど後藤議員が言われた特定秘密五法案を出させていただきました。この五法案は、まず二番目ですけれども、政府が違法行為や過失を隠蔽しよう、ある省庁が過失を隠蔽して、これは都合が悪い、大臣、隠しておこうと、例えばそういった大臣が出てきて、部下に向かってこれは特定秘密にしておけと言ったら、これ分らないんですよ。だって、何が特定秘密なのか、その恣意性に皆さん非常に疑問を持っているんです。

このことについて、そういったことはいらないというの、どうして総理、担保できますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは特定秘密のための委員会ではありません、NSCのための委員会です。

そこで、この委員会の目的とは違いますが、あえてお答えをさせていただくところでございますが、恣意的にはそれは決められないような仕組みになっているわけでございまして、まず、専門家の人々がその指定解除についてのルールを決めるわけでございまして、そして長が、機関の長が、大臣がその基準に従って、限定列挙された事項にのっとってそれは指定をするわけであります。大臣が、俺がこれは指定するんだから指定できるという性格のものではなくないということははっきりと申し上げておきたいと、このように思うところでございます。

○福山哲郎君 今総理の答弁、間違いがありました。解除は第三者がやるんじゃないやしません、行政機関の長がやるんです。行政機関の長が解除をするので、その権限は行政機関の長、いわゆる大臣に委ねられていることで、別に第三者がやるわけ

ではありません。——ちよつと待つて。質問してません。質問してません。指名ありません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いや、今、私の黙って聞かざるや。

私が答えたのは、基準について、解除と指定の基準について専門家が決める、基準について決めるというのを私は述べたわけでありまして、それは後で議事録見ていただければよく分かることでもあります。

○福山哲郎君 この法案では、とにかく秘密を漏らした人に対する罰則が強化されること、それから、物理的、人的に管理を強化する法で、逆に、国民の知る権利である、その特定秘密なり秘密の管理とかそれを解除する手続とかが全く法律に立って付けないんです。これが非常に問題だと思っているわけです。

森大臣、例えば先ほど、大臣がこれ自分の省庁に都合悪いから特定秘密にしておけと言われたときに、役人はどう判断しますか。

○国務大臣(森まさこ君) まず、特定秘密の解除や管理の手続が書かれていないという御指摘ですけれども、条文の中に書かれておりますことを御理解ください。

特定秘密保護法案におきましては、この特定秘密というのは国家の安全保障、つまり国民の生命や国家の存立、これを守るため、その漏えいが我が国の国家安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものを法案に限定列挙しております。この限定列挙したものに限り指定することになっておりますので、御指摘の違法な事項について指定しても、その指定は無効になります。

そして、御質問の上司が部下に違法な事項を、これを特定秘密に指定しなさいというふうに命令したとしても、国家公務員法第九十八条の上司の命令服従義務というのは、職務命令に明白かつ重大な瑕疵がある場合には、部下はこれに従う必要がないとされております。したがって、違法な情報をお大臣が仮に特定秘密にと、そういうことがあつたとしても、部下は従う必要がないわけであ

ります。

○福山哲郎君 その特定秘密が何であるか、どこで指定されたか、誰に指示をしたのかも全く国民からは見えないんですよ。それが違法でやったのかやらないのか、部下がそれに対して拒否をしたのかしなかったのかで誰が分かるんですか、今の仕組みで。

○国務大臣(森まさこ君) 今御説明しましたとおり、法律に限定列挙をしてある事項しか指定できないという仕組みになっております。それ以外のものを特定秘密に指定しても、その指定は無効であります。そういったことを上司が部下に指示をしたときにどうなるのかという御質問でございますから、これは国家公務員法の命令服従義務に当たらないということを申し上げたんです。(発言する者あり)

○委員長(中川雅治君) 委員長として申し上げます。議事の妨げになりますので、発言者以外の方は御静粛に願います。

○福山哲郎君 先ほどの無効で誰が判断するんですか。無効で誰が判断するの、それをチェックする機関もないんです。

もう一個、申し上げます。これ、三十年後、我々は公開原則をしました。公開してくれば、極端な話、どんなものが特定秘密になるかどうか結果としては分かりませんが、それも分からないんです。今はそういった違法行為が行われるかどうか誰もチェックできない。これが我々は危ないというふうに思っています。

それと、もう一つ、今大臣が言われたように、限定列挙をしているから大丈夫だとおっしゃった。じゃ、逆に言うと、これを秘密に規定してはいけませんと禁止事項を付けたらどうですか。省庁に対する、例えば瑕疵情報や省庁に対して都合の悪い情報については特定秘密にしちやいけませんよって禁止事項を付けたらいいじゃないですか。

○国務大臣(森まさこ君) 行政機関において、違

法な行為を行政権の発動としてしないことは当然のことです。本法案では、特定秘密の範囲を限定するために、諸外国の法令に比べてでも一番限定的に事項を列挙しております。

そして、福山委員が今ほど何もチェックする仕組みがないとおっしゃいましたけれども、法案十條によつて国会の秘密会に提供するということができます。それから、民事裁判、刑事裁判のインカメラ手続もございまして、情報公開法の適用もございまして、そして、公文書管理法の適用も、これは他の行政文書と同じようにあるわけでございまして。このように、様々なチェックをする仕組みを重層的に設けてございます。

○福山哲郎君 先ほど行政機関がそんな違法なことをするわけがないような旨を言われましたけれども、その行政機関が漏らすことを罰則する法律なんじゃないんですか、これは。その行政の職員が違法行為で漏らすことに対して罰則を強くしようという法律じゃないですか。

じゃ、逆に言ったら、特定秘密を、これを特定秘密といつて、違うものを無理やり上司言うことだつてあり得るでしょう。だから、逆に行政政府がそのことについて絶対に特定秘密にしちやいけないよというような禁止事項を付けるべきではないかと申し上げているんです。

○国務大臣(森まさこ君) 行政権の行使である特定秘密の指定について、違法な事項を指定することを予定していませんということを申し上げます。

本法案の目的は、諸外国とトップシークレットの漏えいについて同様の保全システムを設けて、この複雑な国際情勢の中で国家の存立と国民の命を守ることに喫緊の課題であることから、同じような同程度の保全措置を設けたいと諸外国から情報も入手できない、情報を共有できない、そのことによつて国民を守れない、そういう目的で情報漏えいを防止する法律でございまして。

○福山哲郎君 だからこそ、管理と手続をしないと片方の国民の知る権利が守られないと私は申し

上げているんです。

例えば、今回特定秘密に加わる防衛秘密は、何と二〇〇七年から二〇一一年に三万四千件も廃棄されています。これ、森大臣、総理も、これ廃棄のガイドラインという基準ぐらいいは作らなきゃいけないんじゃないですか。それも我々は法律の中で新たに対象として提出をさせていただきまして、このことについてはどう思われますか。

○国務大臣(小野寺五典君) 事実関係だけお話をしますと、三万四千件の廃棄のうち約三万件は民主党政権下の時代に行われたというふうに承知をしております。

それから、私、防衛大臣になりました、今回このような審議を行われておりますので、現在、この廃棄については大臣の通達により止めております。

○福山哲郎君 防衛秘密はそうやって大臣の通達が出た。しかし、ほかの省庁は出ていないんですよ。だからこそ、廃棄のガイドラインが必要ではないかというのを我々は申し上げて、そのことに対して対象を出させていたでいいんです。総理、足りないものはやっぱりいいものにしていかなきゃいけないんです。これ完全に秘密の管理、手続の部分はすばつと抜け落ちているんです。その部分が国民にとって不安なんです。そのことについては我々対象を示しています。必要なことがたくさんあると思います。第三者機関でしっかりと対応していこうと。

申し訳ありませんが、みんなの党が修正で協議された大臣が第三者的機関だというのは、全く私は詭弁だと思います。総理はだつて行政機関の長の長なんです。第三者的と第三者というのは全く違います。そのことも含めて、この特定秘密の問題については、本当に慎重な審議が必要だというふうに申し上げたいと思います。

総理、もう一回言います。NSC法案はこの特定秘密にも関係します。四大臣会合で特定秘密を扱うわけですから。この四大臣会合の議事録の義務付けを、もう一度聞きますが、御決断いただけますか。

ませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどから申し上げておりますように、事柄の性格上、重要性は十分に認識をしておりますが、しっかりと検討していきたいと、このように思います。

○福山哲郎君 これで終わります。ありがとうございます。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。十八分しかございませんので、早速質問に入ります。

我が国を取り巻く情勢が悪化しています。そうした中で、国家国民を守るために、省庁の壁を越えて情報が一気に集まって一元化されて、それを政治が迅速に意思決定をする仕組みというものが必要です。それがまさに今日審議されている国家安全保障会議の設置でありまして、今これが創設される意義は、私は大変大きいと思っております。

しかし、有効に機能するかどうか、ここが問題でありまして、各省がきちんと情報を上げてくるかどうかということなんです。法案の中では情報提供が各省に義務付けされました。しかし、法律で義務付けされたからといって上がってくるものではありません。私は、やっぱりここは、価値ある必要な情報は何か、これを政治の意思としてはっきり示す、そういう国家戦略上の目標みたいなものを明確に設定する必要があるんだと思います。その目標を設定して、その目標達成するために貢献できる、役立つ情報が価値ある情報だ、そのようにはつきりと設定しておけば、一々指示しなくたって上がってくると思うんです。

総理、この国家安全保障会議を創設するに当たってそのような国家戦略目標を設定するお考えはございますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま委員が指摘をされたように、NSCをつくって日本の国益、国民の生命、財産、国土、領海をしつかりと守っていく、この中において、NSCを機能させていく上においては、今御指摘になったような国

家安全保障上の戦略目標、目的が明確になっていくことは極めて有意義であり、それは私は必要不可欠ではないかと、このように思うわけであります。国家安全保障政策について我が国の国益を長期的視点から見定めた上で取り組んでいく必要があるとの考えの下で、安倍内閣では初めて我が国で国家安全保障に関する基本方針として外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障戦略を策定することとしたしました。

我が国の安全保障に関する基本方針を明らかにし、これは内外に明らかにしていくわけであります。国家安全保障に関する政策を戦略的、体系的なものとすることによって、国家安全保障会議から情報コミュニケーションに対する情報の発注もより明確なものとなると、このように確信をしております。また、情報コミュニケーションの活動もより活発化、言わば、より目標がはっきりし、そうした使命感を持って活発化していくのではないかと、このように期待をしております。

○山本香苗君 そもそも、情報が上がる前に情報がなければ話になりません。一九九九年に中央アジアのキルギス共和国で邦人入質事件が発生をいたしました。当時、私は隣の国のカザフスタンで大使館勤務をしておりまして、キルギスの現地対策本部の報道担当として派遣をされておりました。当時、大使館もなく、情報収集もままならない状況で約二か月間続きました。全員無事解放となったわけでありまして、情報収集の重要性と必要性というものを身をもって学びました。

今年の一月、アルジェリアの事件が起き、日本人の方十名を含む多数の方が犠牲になりました。そして、官房長官の下で取りまとめられました検証報告書、その中には、現地の情報収集体制の不備が指摘されて、そして情報収集体制の強化ということが提言されております。

このように、事件が起きるたびに教訓として情報収集体制の強化ということがうたわれていきます。しかし、現実はどうなのか。情報収集関連の

体制強化のための予算というのは年々減っています。現状維持という形で増えてはおりません。外務省においても、防衛省においても、内閣情報調査室においてもそうでございます。そしてまた、今申し上げたような予算は各省が各省の判断で進めています。内閣の統一した方針がないんです。

そこで、総理にお願いしたいわけであります。来年度概算要求の状況においても各省のこの対応ぶりはまちまちです。是非とも、この情報収集体制の強化に必要な予算は内閣で統一した方針の下で確保していただきたい、そして総理のリーダーシップで抜本的な体制強化を図っていただきたい、この二点を明確に御答弁いただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま委員が御指摘になったように、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しているわけであります。その中において、政府全体の情報収集・分析能力の向上を図っていくことは不可欠であろうと、このように思います。この観点から、各省の海外情報収集、分析に必要な予算の確保に努めてきたところであります。より一層、NSCもいよいよできることでありますから、その確保に努めていきたいと、このように思います。

また、予算の要求の在り方でありまして、確かにそれはばらばらな予算の要求ということですが、ありますが、今後、今御指摘の点も含めまして、これから政策側が発注を、情報についてこういう発注ということをやってもやってきまして、より明確に発注をしていくことが多くなっていくんだらうと思えます。ですから、その発注について、どこの役所というところではこれは基本的にないわけでありまして、そうしたこともNSCができることによって一つの課題として検討が進んでいくのではないかと、このように思います。

○山本香苗君 せんだつて同じ質問を官房長官にもさせていたいただきましたが、官房長官、責任持つて対応すると明言していただきましたので、是非

この点お忘れなく、よろしくお願い申し上げたいと思います。

外交官は外交官同士、警察官は警察官同士、軍人は軍人同士、対外情報機関は対外情報機関同士で情報のやり取りというのが行われております。しかし、我が国には厳密な意味では独立した対外情報機関はございません。各国の情報機関の関係者と意見交換をする人材というものも十分育っていないと伺っております。

こうした中で、今、即戦力をつくらうとすれば、警察から出向して海外勤務をしている外事警察官二十四人、防衛駐在官四十九人に内閣情報官を兼務発令し、外交官、警察、防衛駐在官、そして内閣情報官の三枚看板を与えて堂々と各国情報機関にリエゾンを申し込ませ、その協力関係を政府答弁で堂々と正式に認めたらどうか、このようなことを初代内閣安全保障室長の佐々淳行さんが月刊誌の論文の中で提案をされておりました。私は検討に値する御提案だと思いますが、総理はどうでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最初におっしゃった、言及されたように、警察は警察、軍人は軍人と、自分と同じ雰囲気を出し出す人にしか情報は渡っていかない、お互いに情報を出して、また、それはギブ・アンド・テークの世界でもありますから、そういう世界もあります。その中において、日本に言わばプロの情報の専門家、海外の専門家と対応できる人がいるのかどうかという、そういう指摘もあると思いますが、これは意外と我が国にも海外のそうした情報機関と信頼関係をつくっている人々はたくさんおられて、これはかなり個人の努力によってそうなっているんだろうと思います。

そこで、既にそういう能力を持っている、しかも海外での経験を積んでいる人たちの活用ですね、活用については、これはまさに、ある種せっかく経験を積んだ人々は財産なんだろうと思います。その財産の使い方について今まで十分だったかといえ、そうでない点もあると思います。

で、よく研究をしていきたいと、このように思います。

○山本香苗君 是非御検討していただきたいと思いますが、世界中でテロが頻発して日本人が巻き込まれるという可能性も高まっている中で、海外の対外情報機関とのやり取りということがおぼつかないというこの現実をこのまま放置していいのかと、真剣に考えなくてはいい問題だと考えております。

安倍総理は以前、日本にもこのような対外情報機関が必要ではないかという御認識を示していたと記憶しておりますが、将来このようなものをおつくりになるというお考えをお持ちなんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国の安全保障や国民の安全に直接かかわる情報の収集は喫緊の課題であると思います。とりわけ、国際テロ、大量破壊兵器拡散等について、関係する国や組織の内部情報の収集は極めて重要であります。

一方で、それらの国や組織は閉鎖的であるため、情報収集活動は相当な困難が伴うわけでありまして、このような認識の下、より専門的、組織的な対外的情報収集の手段、方法及び体制の在り方について研究を今深めているところでございまして、今後、更に質の高い対外的情報収集を実現するために、どのような手段、方法及び体制の在り方が求められるか更に研究を深めているところでございまして、その方向性について現段階ですぐにお答えはできないわけですが、そうした現在の目の下の情勢、日本をめぐる国際情勢にどう対応していくかというこの喫緊の課題にこたえていくべく研究を更に進めていきたいと思っております。

○山本香苗君 この点につきましては機会を改めてじっくり議論させていただきたいと思っております。

次に、日韓関係について伺います。韓国は、歴史的にも経済、文化などの各分野において我が国と最も密接な関係を有してきた隣国の一つであります。また、地政学的な観点からも

我が国の安全保障上極めて重要な国です。しかし、朴槿恵大統領が就任されて一年近くなるとしてありますが、まだ日韓首脳会談は行われていません。

総理は、今の日韓関係の現状をどう認識されておられますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 韓国は日本にとつて最も大切な隣国でありますし、経済上も安全保障上も極めて重要な国でありまして、経済面では活発な交流が行われておりますし、人的交流においても相互訪問は五百五十万人を突破しているわけでありまして、日本を訪問する最も多い外国人は韓国人であり、韓国を訪問する最も多い外国人は日本人からと、このようになってはいるわけですが、残念ながら、政治面においては、今年私は電話では朴槿恵大統領とお話することができましたが、残念ながらまだ首脳会談には至っていないわけでありまして、朴槿恵大統領は私と大体同世代でございますし、以前は食事を共にしたこともございますので、また非常に優れた私は指導者であろうと、このように思っております。

残念ながら今の段階ではそういう状況ではあります。一つの課題があるからといってやはり両国のそうした対話を閉じてはならないわけでありまして、むしろ様々な課題があるからこそ対話を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○山本香苗君 東北アジア国際戦略研究所の研究員の武貞秀士さんが著書の中で、現在の韓国の対日批判や日本パッシングならぬ日本パッシング、つまり日本たたきならぬ日本外しに対して、中国寄りや鮮明に中国と胸襟を開いて対話をして中韓関係を発展させれば、韓国の経済、外交、安保、南北対話はうまくいくという戦略が見えるという指摘をしています。

この指摘について総理はどういう御見解をお持ちでしょうか。同様の認識をお持ちなんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 韓国は、先ほど申し上げましたように、安全保障上も、また経済においても極めて日本にとって重要な国であります。そして、両国とも自由民主主義、基本的人權、価値を共有するわけでございます。

そうした認識に立つて言わば関係を発展させていくべきだろうと、両国の関係を発展させていくことは、経済においてもこれは大きな意義、意味があるだろうと、こう思うわけでございまして、それはお互いがお互いを無視し合っていないというこのことではないと、このように考えております。

○山本香苗君 ちょっと質問とずれた感じがするんですが、今引用した韓国の国家戦略というものについての総理の御認識を伺いたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国家戦略ということについては、私は余りこの国家戦略を論評する立場にはないだろうと、こう思うわけでございまして、先ほど申し上げましたように、これは、そうした戦略の上に立つということとは、つまり日韓において、朝鮮半島、例えば北朝鮮の様々な課題に対しても対応していく必要というのは大きな意義があるわけでありまして、そして、それとともに、朝鮮半島で何か出来事があったときには言わば日米同盟の中における在日米軍の支援というのも重要な要素でもあるわけでございまして、そうした認識、お互いがお互いが必要としているという認識を持ち合うことが大変大切ではないかと、このように思います。

○山本香苗君 総理は、日韓関係を今後どのように展開していきたいとお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現在、外務大臣レベルにおける対話は行われているわけでありまして、残念ながら首脳レベルの対話がないという状況になっております。これは大変残念なことでございます。ですから、こちら側からは常にドアは開いているわけでありますし、対話を呼びかけていきたいと、このように思います。

○山本香苗君 いろいろありますけれども、日韓

関係は大事です。私は今の総理の御対応でいいと思っております。対話のドアは常にオープンという形で静観をしていたら、一々相手の言うことにあれこれ反応しない、日本の主張を原則を譲らないで堂々と淡々と言い切っていたらいいと思います。そうした冷静な対応で日韓関係の改善に粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

ちょうど時間が参りましたので、終わります。

○小野次郎君 みんなの党の小野次郎です。

今日は森大臣にもお越しいただきましたけれども、これまでの審議を踏まえて主に総理にお尋ねしたいと思いますが、私は、この今かかっているNSC法、そして既に公表されて衆議院の方で審議している秘密保護法、一対のものだというふうな説明、総理もされて、政府もしていますので、この二つがうまく機能するかどうかということを、マッピングするのかがどうかということを私は実務経験があるだけに考えてきました。NSC法が言わば入れ物というかボディーだとすれば、その神経に当たるものが秘密保護法なんだろうと私は思っています。その二つがうまく機能するかどうかという視点でいろいろ問題点を挙げてまいりました。また同時に、地元に戻ったりするたびに直接耳にするのは、多くの国民にこの特に秘密保護法については意義も必要性も理解が進んでいないということも実感として感じています。

ただ、厳しいことだけ申し上げるんじやなくて、総理は一貫して、私は国民には丁寧に説明したいということをしつやとおっしゃってられることも評価していますし、また、我が党を含めいろんな修正の提案にも真摯に対応したいということをおっしゃっておられる。一国の首相として極めて殊勝な態度だと思っておりますが、それは最後までリップサービスじゃなくてそのお考えで通されるおつもりかどうか、もう一遍確認したいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、このNSC法案、これは国民の生命と財産を守るための機能でありますから、その新しい設置についてはしつ

かりと国民の皆様にも丁寧に説明をしていかなければならないわけでありまして、そして、それに伴う、今、小野委員が指摘をされました、これに伴う形での特定秘密保全法については、これは言わば国民の皆様への権利、あるいは報道の自由ともかかわるわけでありまして、当然丁寧に説明をしていくことが大切だろうと、このように思っております。

○小野次郎君 我が党も指摘しておりますし、またほかの修正の提案をしている党も同じことを

言っているのは、それ以外の政党あるいは国民も同じことを、ほぼ同じ、一番重要な点として問題になっているのが、この秘密指定の対象となる情報範囲が恣意的に拡大することがあつてはならないということだと思っております。

その意味で、総理にお伺いしますが、私も含めて、海外からの情報、これを国際信用を維持するために厳密に管理しなきゃいけないと分かるんですが、国内での情報収集活動による情報について、その指定対象が広がっていくというのは非常に国民生活との関係でも不安を大きくさせるわけですので、その国内情報収集活動による情報について、指定対象を厳格に制限する方法というのは総理からその御認識なり方針なりをお聞きしたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 防衛に関する事項、外交に関する事項のほか、諜報活動の特定有害活動の防止に関する事項やテロリズムの防止に関する事項に関する情報のうち特に秘匿を要するものについては、常に海外、外国等による漏えいの脅威にさらされており、我が国及び国民の安全を確保するためにはその保護が必要であるというふうに考えるわけでありまして、他方、特定秘密保護法案においては、特定秘密は法律の別表に列挙した事項に従って大臣が指定し、また指定等については、先ほど福山議員に対して答えていた

いただきましたように、外部の有識者の意見を反映させた基準に基づいて行うこととするなど、重層的な仕組みによって真に保護すべき特定秘密を適切に指摘できるようにしているわけでありまして、その意味において、今委員が質問されました、もう海外とはかわりなくて、国内の言わば警察活動的なこと、これは小野委員の後輩の皆さんが一生懸命やっているわけでございますが、それも言わばテロにかかわること等においてはあり得るのではないかと考えるわけでありまして、例えばですね。

○小野次郎君 別に警察だけじゃないですよ。防衛省の調査隊とかありますし、公安調査庁もあるし、そういう活動をしている役所はたくさんあると思いますが、それは国民生活との密接なんですね。だからこそ、それらについて対象がどの範囲なのかというのが厳格に制限されることにならないと多くの国民は大変不安を持っているということを指摘させていただいて、まだ時間がござい

ますので、なおその方向で検討いただきたいと思います。

二つ目は、実はこれ倫理規範の話、行動規範の話ですが、是非、この秘密保護法を今審議していただきますけれども、それが、まあ出口が分かりませんけど、いずれにしてもそれが施行されるという時点の前には、大臣など特別職と一般職を含めて、両方について、情報収集及び情報管理に従事する公務員の倫理規範、さらには合法的で適正な情報収集活動を担保するための情報活動のガイドライン、そういうものを政府として整備するお考えをお持ちかどうか、総理にお伺いしたいと思

います。森大臣からは、十月二十四日そして十一月十三日と、重ねて検討するという答弁をいただいておりますが、その結果が分からないので、今度は総理に政治的な立場で御判断、御決断をお伺いしたいと思

います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今の御質問は、情報収集活動をする上においてしっかりと倫理的な、倫理にのっとって行動しているかどうかというところなんだろうと思いますが、この情報収集活動については法令を遵守して適正に行うことは当然でございますので、情報収集を行う各機関は常日

ごろからその点を踏まえて情報収集に当たっていると、こう思うわけでありまして、情報収集活動に従事する者に対する規範の整備については、今後、情報機能強化の在り方を検討していく中で、情報収集活動の適正な、情報収集活動の適正の確保がより一層図られるよう対応を行っていく必要があると、こう認識をしております。

○小野次郎君 大事なところでかまわないで読んで

いただいたと思いますが、しっかりと作っていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、先ほども同僚議員、質問しましたけど、私はというか、私も政府が違法行為そのものを指定するということは想定していないんですけれども、ただ、情報という分野は違法な収集方法によって得た情報というのが非常に貴重なものがあるということは事実なんです。そういうものの、あるいはそれ以外にも、人違いだったりあるいは政府の失態が明らかになるような情報を、そのことがゆえに秘密指定にする、若しくは秘密指定がそのゆえに用済みになっているんだけど解除できないというようなことがあつてはならないと思うので、私もこの指定禁止事項的なものを何か担保する必要があると思うんですが、何らかの形で明確にしておくべきではないかと思

います。森大臣、お考えありますか。

○国務大臣(森まさこ君) 小野委員の警察の御経験等を踏まえた様々な建設的な御議論に感謝を申し上げます。

御指摘の違法な情報収集による情報でございませけれども、先ほど申し上げましたとおり、違法な情報収集によつて得られた情報でございまして、それは違法なものというふうになりますので、それを行政機関の長が特定秘密として指定することはできません。もし方が一指定したとして、その指定は無効でございまして、そのことをしっかりと申し上げておきたいと思

います。

○小野次郎君 できないとか無効だということ

いかと私は思いますよ。

次の問いに移りますが、これはまた総理にお伺いしますが、総理、十月二十四日に、内閣や大臣が替わった際にこの秘密の指定を継続するか解除するか政治家として判断をその都度すべきじゃないかと私が質問したら、何か、政権交代があつて小野さんが大臣になつたらやればいいじゃないですかみたいなことをおっしゃっていましたけど、それをやればいいのかやれるのかという問題じゃなくて、民主的なコントロールを、政治の責任で民主的コントロールの下でこの制度を運用していくんだつたら、きちんと、内閣交代、そして大臣の交代の際にはその都度秘密の継続又は解除の判断を行う仕組みにすべきだと思いますが、総理、そうお考えになりませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 特定秘密は、その法律の別表に限定された事項にのつとつて、該当するものに限つて大臣等の行政機関の長が指定をするわけでありまして、指定後、秘密の必要性がなくなつたものは速やかに指定を解除すべきこととなつておりますが、こうした特定秘密の指定と解除は外部の有識者の意見を反映させた基準に基づいて行うことであるというところは先ほど申し上げたとおりであります。これにより統一性、一貫性を持つて運用が行われるものと思うわけでございます。

そして、今お話にあつたように、これは、政権が替わるあるいは大臣が交代する中において、当然これは新しい仕組みができていく中においてその項目について確認をするということはあり得るだろうと、このように思います。

○小野次郎君 この前もあり得るだろうとおっしゃつたんで、あり得るじゃなくすべきだというふうに、仕組みにすべきじゃないですかと聞いているんですけど。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そこは、今お話をさせていただきましたように、基本的に、政権が替わる中において、今これは問題意識として我々は共有をしているわけでありまして、総理大臣

が、これは例えば官邸で持つているものもあるわけでありまして、そこは、それに対してどうなつていふんだというところについてもう一度それは検証をするというところは当然あるんだろうなと、こう思うわけでございまして、つまり、新たな内閣の長あるいは総理大臣がもう一度それは確認をするというところは考え得ると、このように思っています。

○小野次郎君 考え得るんじゃないかと、今の制度は、五年以内の期間を定めて、その期限が来たらまた延長するか解除するか決めるんだと思います。が、そういう役所任せに時間で区切つていくんじゃないかと、政権交代や大臣交代があつたたびに自己の責任において継続するか解除するか政治家が判断すべきじゃないかと、そういう仕組みにすべきだと申し上げておられるんですが、総理、そういう仕組みにすべきだと思いませんか。

○国務大臣(森まさこ君) この特定秘密については、有識者会議に特定秘密の件数や有効期限、そして解除の件数というものを定期的に報告することになつております。ですので、政権交代が行われたり大臣が替わつたときにもその報告というものはしなければなりませんので、当然に大臣やその時々の内閣がチェックをするようになると思いますが、すべきだというふうに思われます。それを政治責任を持つてしっかりとやっていくべきだというふうに思っています。

○小野次郎君 大臣の見識は僕はいいと思いますよ。だつたらそれをしっかりと、明文なのか政府の統一見解なのか附則なのか、何かの形で明確にすべきだということを私は指摘しておきたいと思っています。

時間がないので次の質問に移りますが、総理にお伺いします。

この二つの法律、うまくマッチするのかと、私の原点ですけれども、安全保障上特に重要な情報であれば速やかに総理、官房長官、内閣官房に各省庁から上がらなきゃいけないんだけれども、この秘密保護法の方ではそんな仕組みになつていま

せんよね。総理も単なる一大臣という扱いですけど、こんな秘密保護法の仕組みで、まさにぎつぎつ言った、NSCがボディード、マシンだといつて、マシン動きまわすかね、情報が入つてこなくて、総理に聞いているんです。

○国務大臣(森まさこ君) 小野委員と先日御議論した第六条のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、第六条は、行政機関同士が特定秘密を共有するためにそれぞれ保全措置をもつて提供するというふうになつております。

その行政機関、それぞれ組織がございしますが、この六条は、並列のときだけではなくて、行政機関はもちろん上下の関係に立つときもありまして、それは具体的事項によつて、所掌の省庁が上に立つて見る場合もあるし、内閣総理大臣は憲法七十二条で内閣を指揮監督するわけでございますから、それは上下の関係にあるときにもそれぞれ行政機関が六条の要件を満たさなければならぬと定めているだけであつて、これは当然に円滑に情報の上がらるし共有されるというふうに思っております。

○小野次郎君 そこに私は不安を持っています。もう一つ、総理にお伺いしますが、自衛隊法八十一条、治安出動なんかは、知事が総理のカウンターパートとして間接侵略なんかの判断の際に相談しなきゃいけないんですが、この秘密保護法では、地方自治体といえども知事は安全に対して責任持つておられるんです。その地域について。その方々がカウンタートパートとして入つていないんですよ、この法律には。それ、どうお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、御指摘のあつた避難のための措置については、これは国民保護法にのつとつて、避難のための措置については、重要であります。これは秘密の対象ではないということですが、同時に、都道府県知事が特定秘密を利用する場合は、特定する必要がある場合には、特定秘密が提供できる場合について定めた本法案第十条第一項第一号の公益上特

に必要があると認められる業務において特定秘密を利用する場合として、必要な保護措置を講じた上で国の行政機関等から特定秘密が提供されることになると思ひます。

○小野次郎君 多くの人間にはそれはとても読めなと思います。

私、最後に総理に申し上げておきますが、有事立法というのは御存じですか。二〇〇二年から二〇〇四年にありました。そのときには、時の総理が、国会をまたがつてでもしっかりと多くの党派、多くの国民の理解を得るべきだという意見を言われて、自公保以外に民主、自由、進歩の連合が得た次の国会で成立させたということがあります。時間の問題じゃないと私は思ひます。しっかりと国民の多くの方に理解してもらい、また多くの会派の修正提案にも真摯に取り組んでいただくようお願い申し上げて、私からの質問を終わります。

ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

安倍総理は、日本版国家安全保障会議と特定秘密保護法案は一体となつて機能すると述べておられました。例えばイラク戦争への自衛隊派兵に多くの国民が反対の声を上げたように、国際情勢が緊迫したときに、国民や報道機関、また国会議員が政府の方針に疑問を抱いて、外交交渉や軍事的判断の根拠を明らかにすべきだと迫ることは民主主義社会において当然のことです。報道やインターネットを通じて、沖縄の米軍基地はどうなつていふのかとか、知り合いの子供が自衛隊はどうなるのかとか、基地や部隊の運用を知ろうとするところもあるでしょう。

ところが、特定秘密保護法案によつて懲役十年以下の重罰の対象とされるのは、限られた公務員の殊更な漏えい行為だけではありません。一般の国民も、特定秘密を保有する者の管理を害する行為により特定秘密を取得したとされるなら、たとえ秘密が漏えいされなくても、未遂、共謀、教

唆、扇動と広く処罰をされるわけですね。

そこで、総理にお尋ねしたい。

森担当大臣は、一般の国民が特定秘密と知らずに情報に接したりその内容を知ろうとしたりしたとしても一切処罰の対象になりませんと国会で答弁をされていますが、国民が特定秘密に近づこうとしたという疑いを掛けられたときに、特定秘密であると知っていたかどうか、これを最終的に判断するのは刑事裁判ですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 一般論として申し上げますと、本法違反の行為があった場合、その行為者に故意が認められるか否かについては、捜査段階においては捜査機関により判断されるべき事柄であり、公判段階においては裁判所により判断されるべき事柄であるというふうに承知をしております。

○仁比聡平君 総理もお認めになったとおり、つまり刑事事件として捜査や起訴あるいは裁判にさらされる危険を国民が負うことになるわけですね。これがどれだけ深刻なことかと。国民にとつては何か秘密かも秘密なのですが、秘密指定されているかもしれないが秘密ではないはずだということも行動しても、刑罰上は知っていたというふうにされます。しかも、人が何かを知って行ったか知らずにやったか、このことは、密室の取調べで本人の自白や関係者の供述を取ることによって認定してきたのが我が国の刑事裁判の現実なんです。

そこで、谷垣法務大臣にお尋ねをしたいと思うんですが、この特定秘密保護法案が仮に成立をしたとして、この罰則として定められている刑罰法規の違反の容疑があり、その事件において必要であるなら、逮捕、勾留をして取り調べたり、必要な捜索、差押えを行うことはあり得ますね。

○国務大臣(谷垣禎一君) 強制捜査の必要性は個別的な事案で判断しなければなりませんので一概には申し上げることはできませんが、あえて一般論として申し上げれば、現在の刑事訴訟法上、捜査機関は、罪が犯されたと、犯したと疑うに足り

る相当な理由がある場合には、もちろん裁判官の発する令状、逮捕状を取得して被疑者を逮捕することはあり得ますし、また被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があつて、かつ罪証隠滅等のおそれがある場合には、裁判官の発する勾留状を発して被疑者を勾留することもあります。それから、犯罪の捜査をするに必要があるときは、同様に裁判官の発する令状によつて捜索、差押えをする場合があると。これはあくまで一般論でございいます。

○仁比聡平君 これまでも、乱暴な強制捜査が行われて、冤罪も後を絶たないということが現実なわけですね。

そこで、総理、何が秘密かも分からないのにそのまま被疑者扱いされ、最終的には刑事裁判で無罪とならなければ処罰の対象となるかどうか分からない。そんな重罰法規が作られれば、それだけで民主社会の基礎である知る権利、言論、表現の自由は萎縮させられ、取り返しの付かない傷を負うことになるのではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど一般国民がというお話をされましたが、まず、一般国民の方が、特定秘密、我々がこれから指定をしていく特定秘密を知ることとは、これはまずあり得ないわけございまして、全く一般国民はですね。もちろん、例えばミサイルの軌道計算等を民間にこれはやつてもらふということはありませんよ。しかし、それは、その段階でそれが特定秘密になるというところが明らかになつて、何が秘密か秘密でないかということが明らかでないということを作さなくすというのがこの法律の趣旨でもあるわけでありまして、そこで特定されていくわけでありまして、当然それはそのことを念頭にその人々は仕事をしてくるというところには守秘義務が掛かってくるということになるわけでありまして、一般の方々他突然何か特定秘密の保護にかかわる事態に巻き込まれるということは、それは通常なかなかこれは考えられないのではないかと、このように思います。

○仁比聡平君 何が秘密かというのを指定するのは、行政機関の保有している情報の中から行政機関の長が定めるんでしょう。国民は分からないんです。これは秘密には当たらないだろうなと思つていてもそれが秘密であるという場合、そうかもしれないと思つていたら故意が認められるというのが日本の刑罰法規です。その下でこんな広範な処罰規定を作るなら、恣意的濫用を許すことになるんですよ。まして、一件でも現実立件をされる、適用されるなら、その萎縮効果というのは極めて重大なものになるではありませんか。そうした深刻な教訓に立つて人権保障を徹底したのが我々の憲法です。

この重罰の対象とされる秘密を取り扱う者も、公務員だけではありません。法案は、秘密を取り扱う者には秘密取扱いの適性評価も行うとしていますが、それは、家族、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所に始まつて、犯罪、懲戒の経歴、薬物の影響、精神疾患、果ては飲酒の節度とか借金などの信用状態まで、プライバシーを根こそぎ調べ上げるものになつていくわけですね。

総理、その対象には、公務員のほか、例えば国からの事業の発注を受け特定秘密の提供を受けた民間企業やその下請で働く労働者、派遣労働者も含まれますね。

いや、総理、総理、立とうとしていないんですよ。総理の認識を聞いていますんですよ。

○国務大臣(森まさこ君) 事実関係だけ御説明申し上げます。

今、仁比委員が飲酒についての節度や精神疾患などのプライバシーに関する条項も調査の対象に入ると御指摘がございましたが、これは取扱者本人だけでございまして。家族等については……(発言する者あり) ええ、住所等の、ここに限定されている事項に限りです。

そして、今御質問の下請企業の従業員やこれらの企業に派遣される派遣労働者も、特定秘密を、

取扱いの業務を行うことが見込まれることとなつたときには適性評価の対象となります。

○仁比聡平君 結局入るわけですよ。広く労働者がその対象とされるということを私は申し上げて

武器の開発だとか製造の発注を受けた軍需産業、あるいはその関連企業はその典型です。例えば、大田区とか東大阪市などのように、そこで作られるバルブ一本、これ一つなかつたらロケットも飛ばないというような高い技術を持つている町工場で働く人たちが対象にされるでしょう。基地建設にかかわる建設労働者だつてそうではあります。嫌でもそうした適性評価に同意をしなければ。嫌でもさらけ出すか、断つて仕事を奪われるか、そうした理不尽な二者択一を迫られることになるのではありませんか。

原発の情報はどうか。森担当大臣は、原発の整備の実施状況は特定秘密たり得ると答弁をされました。今でも、原発の構内に入つて構内の建屋にカメラを向けますと、我々国会議員でも核防護のためといつて制止をされるわけですね。

総理、テロ防止のための警備ということであるなら、当然、テロリストにとつて効果的な攻撃や破壊対象となり得る原発構内の脆弱なところや侵入しやすいところ、破壊対象に最短距離のルートなど、テロリストが知れば資する情報は特定秘密とされることになるのではありませんか。

総理、総理。テロ防止、総理でしょう。NSCやるんじゃないんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 今御指摘の事項は特定秘密に指定されません。

○仁比聡平君 されない。されないとは驚きですよ。どうやってテロ防止をやるんですか、そうしたら、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 例えば、原発の中の、発電所の中の地図があつたとすると、これは特定秘密ではありません。しかし、そのときに、テロに対してどういう警備配置をするかということ、例えば警察官の人員の配備を書き入れたも

のは、これは秘密になり得るわけでございまして、つまり、例としてはそういう例を挙げさせていただきますが、そういう言わばこれは認識で我々是对応するべきだろうと、このように思っております。また、対応することになっているということでもあります。

○仁比聡平君 なり得るじゃありませんか。

警備の編成、体制というのは、何を守るのかということが前提になって組まれるわけでしょう。それがいままま、単に何人どこに配置するなんというようなことを決めるわけがないじゃないですか。だから、原発の構内の情報も、そういうテロリストが知れば資する情報というのは特定秘密になるでしょう。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もう既にこれは大臣から答弁しているように、特定秘密にはなりません。一方、これは、別の例えば会社において、別の定めによって秘密になることはあると思いますよ。しかし、これは特定秘密ではないと、こういうことであります。

○仁比聡平君 内閣審議員、それでいいんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

原子力発電所の中の見取図等の内部構造については特定秘密の対象でございませぬ。

○仁比聡平君 あなたの下におられる法案説明の担当者が、今のような情報は特定秘密たり得ると私に昨日説明しましたが、一体あなたの方の見解というのはどうなっているんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

原発の警察の警備等に関する情報はなり得ますが、原発の施設等の情報は特定秘密の対象になりません。

○仁比聡平君 施設の様子にかかわる情報がなかったら警備の体制組めないでしょう。違いますか。

○政府参考人(鈴木良之君) 施設に関する情報は慎重に取り扱われる必要はございますが、特定秘密の対象ではございません。

○仁比聡平君 驚くべき話です。こんなでたまたま説明と審議で何でこんなことをやるのかと。それでテロ防止できるんですかね、本当に。どうなんですか。そこまで原発情報についてテロ防止のためでも特定秘密にならないと言っているわけですか。おかしい政府だと。総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど申し上げましたとおり、言わば原子力発電所の機能あるいはその配置状況というところについては、これは特定秘密にはならないということは明確であります。しかし、他方、テロに対してどういう体制で臨むのかということについては、それは特定秘密になり得るということでもあります。

○仁比聡平君 例えば福島第一で四号機の使用済核燃料のプールとか、そういうのを守らなきゃいけないじゃないですか。それを守らなきゃいけないでしょう。それを、どんなふうな状態になっているかということはどうするのか。今御覧いただいている方々にとってみても、政府の答弁信じられないということだと思いますよ。

国民の皆さんの普通の仕事や生活の日常に洗いがらみの監視が入り込み、家族でもうっかり秘密を漏らしたり、原発の不安から当然の疑問を明らかにしようというところが処罰対象とされかねない、そんな人権侵害法案を断じて許すわけにはいかない。少々の修正で今国会強行なんてあり得ないとして断固として申し上げて、私の質問を終わります。

○中山恭子君 日本維新の会、中山恭子でございます。

今日、国家安全保障会議の設置は、戦略的な外交・安全保障政策を展開していく上で欠かせないものでございまして、審議が今日深まっております。

先ほど山本先生からお話がありましたが、十数年前、ウズベキスタン特命全権大使をしておりまして、人質の救出に当たりました。おかげさまで、ウズベキスタン大使館の中にいました職員が非常

にこのイスラム原理主義グループに近い人々と連絡を取れる、そういった情報を持っておりまして、おかげさまでこの鉱山技師四人とキルギスの人々をタジキスタンで救出することができました。その当時、まさにこういっていった情報をいかに取るのか、それを持つていくことが日本の国民を守るためにどれほど重要なことか、そのとき日本にそういった組織がないということを非常に残念に思った思いがございします。

またさらに、その後、隣国アフガニスタンで勢力を増しましたタリバーンやアルカイダに関してそれぞれの情報を得る機会がありましたが、残念ながら、日本側にはそういった国際情報を受け取る組織がありませんで、みすみす無にしてしまったのだらうと、非常に無念な思いをしたことを今思い出しております。

厳しい情勢の中で、これらの国々はいかにしつつかりした正確な情報を取ろうと必死で今動いておりますし、ウズベキスタンなどは非常に大事な、正確な、有効な情報を持っております。二〇〇一年のアメリカ・ワールド・トレード・センタービルのテロの後には、オルブライト国務長官、さらにパウエル国務長官なども中央アジアに来て、アフガニスタン情報についていろいろと動いていたという経緯がございします。

質問通告しておりますが、総理、是非こういった中央アジアの国々をできるだけ早い段階でお訪ねいただけたらと思っております。経済的な問題だけではなくて、政治面、そしてこういった情報面で非常に有効な御訪問になるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員が大使としておられたウズベキスタンを始め、中央アジアの国々には日本が必要としている様々な資源があるわけがございます。そして、日本に対する期待も中央アジアの国々は大きなものがあるわけでありまして、そしてまた地理的にも非常に戦略的な意味において訪問することは意義があると、このよ

うに考えております。私もできるだけ早い機会をとらえて訪問したいと、このように考えております。

○中山恭子君 非常に親的な人々が多く住んでいるところでございしますので、是非お考えいただきたいと思っております。

その後、町村信孝外務大臣のときに、二〇〇四年でしようか、外務省内に国際情報統括官組織が設置され、外交面では情報収集・分析機能が抜本的に強化されたことと承知しております。

平和を維持していくためには、総理の下に最も正確な情報が収集され、分析され、政策に反映されることが必須でございします。今回、内閣官房に日本版NSCが設置されるということは、待ちに待ったものでございしますので、うれしいと思っておりますが、まだ緒に就いたばかりで、今後いろいろな面で改善していくていただかないといけないと考えております。

自ら情報を収集する機能をこの国家安全保障会議は持つておりません。国際情報の世界の中で、そのような組織を他の情報関係者がともに相手にするとは到底思えませんが、是非この後、情報収集についても、それから国家安全保障局長のポストの在り方についても、官邸機能を強化することを考えていただきたいと思います。しばらく時間が掛かるのかもしれませんが、是非御尽力いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 情報収集、NSCは、情報を分析をし、そしてまたそれを政策の立案に役立てていくわけでありまして、様々な危機に対応したときにそうした情報を分析をしていくことは極めて有意義だろうと、こう思うわけでありまして、情報を収集する上においても、今回、秘密の保全が必要であり、この秘密保護のための法律もお願いすることになるわけでありまして、同時に、今委員が御指摘になったように、海外から情報を取ってくる場合は、海外というか、海外の情報機関から情報を譲り受ける場合、これは

ずつと一方的に譲り受け続けることは困難なわけでありまして、大体がこれはギブ・アンド・テークになっておりまして、こちらが出してこちらがいただくという、そういう関係になるわけでございます。写真等もそうでございますが。

そういう上においては、我々としては、言わば更に情報収集又は情報を日本に集めてくる上においても、こちら情報収集能力を高めていくことは喫緊の課題であろうと、このように考えております。

○中山恭子君 お手元に、米国大統領府の組織図と、それから日本の今回の組織図を配付しております。この組織図を見ましても相当に違いがあります。アメリカにおける国家安全保障問題担当大統領補佐官というものの権限の強さというものが見て取れるわけでございます。そういったことについていずれ是非御検討いただきたいと思っております。

北朝鮮による拉致問題について伺いたいと思います。

十一月十五日、めぐみさんが拉致されてから三十六年が過ぎました。なぜ日本は他国の工作員が日本に侵入するのを防げなかったんだらうか、なぜ日本は北朝鮮の工作員が日本人を拉致することを防げなかったのだらうか、なぜ日本は拉致された日本人被害者を長年の間放置してしまったのだらうか、こういったことを考えますとき、非常に無念な思いが込み上げてまいります。

五人が戻りましたけれども、五人が戻りましたからはや十一年たちます。当時の状況を思い出しまして、総理はよく御存じでいらつしやいます。幾つもの問題を抱えておりました。北朝鮮に残されている被害者の無事を祈らずにはおられません。拉致問題に対する総理の思いをお聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員が御指摘になったように、一九七七年の十一月にめぐみさんが拉致をされたわけでありまして、その年に久米裕さんが拉致をされ、そして実行犯の一人は逮捕

することができたわけでありまして、そしてそれは、その際、家宅捜査等によって乱数表も入手をしていただけてございます。ただ、それをしつかりと北朝鮮が拉致というオペレーションをやっているんだということを政府全体で認識できなかったところに大きな問題があつて、もし認識ができていたのであれば、私は、めぐみさんは今でも日本で幸せに暮らしている可能性はあるのだろうと、こう思うわけでありまして。

その上においても、情報を収集すると同時にそれを政府で共有し、言わば能力を合わす形において総合的にそれを分析をして対応していくことが大切だろうと、このように思ひますし、安倍政権の間に必ずこの問題を解決をしていくという決意で取り組んでいきたいと思ひます。

○中山恭子君 済みません、時間が来てしまひましたけれども、四大臣会合の中では是非、この組織ができましたらまず第一にこの問題を四大臣会合の中で取り上げていただいて進めていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。イラク戦争のとき、小泉首相は本会議で、米国が大量破壊兵器廃棄という国際社会の大義に従つて大きな犠牲を払おうとしている今、我が国が同盟国として支援を行うことは日本の当然の責務であると明言し、イラク戦争を支持し、イラク特措法を作りました。

NSC法と秘密保護法、とりわけNSC法を議論する際に、アメリカの誤つた情報、場合によってはその情報を日本が信じて、これから緊密な関係、とりわけ軍事情報を共有するとなれば、アメリカの誤つた情報、うその情報にのつとつて、アメリカの世界戦略にのつとつて日本が軍事的な判断をしていく、より過ちが強化をされるという危険性があると思ひますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このイラクの件については、この問題の本質については、累次の国連決議に違反をし続け、そして自ら大量破壊兵器

がないということを証明する機会があつたにもかかわらずそれをしなかつたというところに問題の核心はあると、このように思ひます。一方、大量破壊兵器があつたという情報が間違つていたという事実については、これは我々も今後の参考にしなければならぬと、こう考えているわけでございます。

今後、情報を得る上においても、その情報が正しいかどうかということに更に判断する力を磨いていく必要もあるのだろうと、このように思ひます。

○福島みずほ君 総理がはつきり大量破壊兵器があるということとで支持をした、間違つた判断をしたわけですね。その検証も日本政府はやっていませ

NSC法で緊密な関係を取る、情報を共有する中で、日本が誤つた戦争にコミットしていくのではないか、その危険がある。国民に対しては秘密保護法という形で国会議員も国民も情報をプロックする、しかし一方でアメリカと情報を共有する、そのことが、誤つた戦争や誤つた判断をするのではないかと、このことを指摘させていただきま

総理は、二〇〇六年三月十三日、参議院の予算委員会、当時官房長官として、沖縄返還密約は一切ありません、密約は一切存在しないと答弁しています。それは今も維持していますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いわゆる密約問題については、民主党政権当時、外務省が徹底した調査を行い、平成二十二年三月にその結果を「い

わゆる「密約」問題に関する調査報告書」として発表しています。御指摘の官房長官の答弁は、現政権として同報告書の内容を踏襲しているとの趣旨であります。

外務省による徹底した調査は、四つのいわゆる密約とされたものを対象として行われたものであります。当該調査の結果は、これら四つのそれぞれについて平成二十二年三月に公表された報告書に記載されたとおりであり、現政権としてこの報告書の内容を踏襲しているというところであります。

○福島みずほ君 当時、安倍官房長官は、密約は一切ないと言つたんですよ。じゃ、それは虚偽答弁だつたんですか。違つていたんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げたとおり、これは平成二十二年三月に公表された記載のとおり、現政権としてこの報告書の内容を踏襲しているわけでありまして、御指摘の官房長官の答弁は、同報告書のそのときの政府としての考え方を述べたものであると、こういうことでござい

ます。

○福島みずほ君 当時、虚偽答弁したんですよ、うそついたので。だつて、当時はアメリカから公文書がちゃんと出てきた、吉野文六さんが自分が書いたものだとはつきり言つたんですよ。全部そろつていたにもかかわらず、当時、自民党政権、官房長官、安倍官房長官は密約は一切ないと言つたんですよ。こんなでたらめがありますか。誰が考えても密約があるのに、ないと言つた、強弁し続けたんですよ。そんな政府が秘密指定をする、それを信用するわけにはいきません。

当時、うそついたので。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当時の政府の考え方を述べたものであるということとでござい

ます。先ほど申し上げましたように、政府として四つの項目についてそれは調査がなされたということとでございまして、安倍政権としては、民主党政権時代の政府の考え方を踏襲をしているということとでござい

ます。

○福島みずほ君 民主党政権が密約認めなかつたら、自民党政権は密約、存在否定していますよ。ずつとやみからやみで黙っていますよ。誰が突き付けても密約があるにもかかわらず、証拠があるにもかかわらず、うそついていたんですよ。一切密約がないなんて、どこでそんなことが言えるんですか。うそついていたことを謝罪すべきです。

次に、秘密保護法の根本的な問題点についてお聞きをいたします。

ツワネ原則をちよつと見てください。(資料提示) 秘密保護法案は、情報保全法制に求められる国際水準を認めていない。秘密保護法、何が秘密か、それは秘密です。秘密の中身が分からない。そして、秘密指定は無期限であつてはならない。何を秘密としてはならないかが明確となつていない。

総理、お聞きします。

違法に盗聴していると内部告発をした。違法に盗聴していると、政府が。例えば、仮にそれを内部告発をした、暴いた人間は秘密保護法によつて処罰されるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今後言わば特定秘密に指定されるものについては、今まで累次答弁をしていくように、限定列挙された事項にのつとつて行政機関の長がそれは指定をするわけでございます。そうした指定の基準あるいは解除の基準については専門家の方々の意見を反映された基準にしていくわけでございます。こうした重層的な形で恣意的な指定がなされないようになっておりまして、そのものにのつとつて今後定められていくということでございます。今、福島委員がおっしゃっているものについては、それは実際に当たるかどうかということについては、これからまさに限定列挙されたものの中において、基準にのつとつて定められていくということになるんだらうと思います。

○福島みずほ君 じゃ、違法に盗聴していると暴いて、秘密保護法に当たる場合があるわけですね、今の答弁で。それはおかしいじゃないですか。

もし、そういうふうに違法なことは処罰しないんだというんだつたら、条文に書くべきじゃないですか。この秘密保護法は全くそんな条文になつていませんよ。書くべきじゃないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど森大臣が答弁しているように、そもそも、今私が基準についてはお話をさせていただきましたが、同時に、違法なものについては、それは当然、違法に取つ

たものについては、これは処罰の対象にはならないということでございます。

○福島みずほ君 だとしたら、それ条文に書いてくださいよ。

ツワネ原則の中では、何を秘密とするか、あるいは秘密にしてはならないというのを明確に言つています。公開するのが望ましいと強く推定される情報又は公開による利益が大きい情報のカテゴリーとして八つ挙げております。例えば、公衆衛生、市民の安全、環境、人権侵害についてのは秘密指定しなきゃいけないと、除外せよと言つています。でも、この秘密保護法は何にもそんなこと書いていないじゃないですか。

次に、秘密指定は無期限であつてはならないというのがツワネ原則です。この秘密指定なんですよ、無期限ですよ。つまり、この今提案されている衆議院で議論中の秘密保護法案は、内閣が承認すれば三十年を超えても秘密指定が可能なんです。いつまでもいつまでもいつまでも秘密指定が可能ですよ、内閣が承認すれば。おかしいですよ。こういうのを変えるべきじゃないですか。

何が秘密か、それは秘密です。そして、廃棄をするときに、今〇・七％しか公文書館に行つておりません。九二・五％は内閣総理大臣の同意で廃棄しています。秘密指定して廃棄をする、やみからやみへじゃないですか。こんなこと、第三者のチェックができない、チェック機能がない、そして情報公開が機能しない、これだと情報統制の下のすさまじい社会になりますよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これはNSC法でありまして、これは秘密保護のときにしつかりとやつていただきたいと思ひますが、廃棄をしていくというのは、それは一般の行政文書も全部含めて委員は述べておられるんだらうと、このように思ひます。また、このツワネ原則も、これは特定の民間団体が示した一つの参考意見としては存在するのだらうと、このように思ひます。

我々は、政府としては、先ほど申し上げましたように、恣意的な指定もなされないし、そして秘

密についてむしろしつかりとルール作りをして明確化していくものであらうと、このように考えているところでございます。

○福島みずほ君 条文では全くそういうふうになつていません。秘密の限定もないし、この法律は修正では駄目で、根本的にやり直すべきだということをおし上げ、質問を終わります。

○委員長(中川雅治君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いたしまして結構でございます。

○委員長(中川雅治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤敏幸君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 引き続き質疑を行います。

○藤末健三君 民主党の藤末でございます。

本日、私は、このNSC法案につきまして二つのポイントから御質問したいと思います。一つは、人間の安全保障という、ヒューマンセキュリティという個人個人の人の安全をどう守つていくかという観点。そしてもう一つでございますのは、余り議事録を見ていると議論されなかったんですが、情報システムにおける、サイバーにおけるセキュリティ、サイバーセキュリティ。この二つを議論させていただきたいと思つています。

まず、人間の安全保障でございますが、菅官房長官は、この参議院国家安全保障に関する特別委員会におきまして、日本版NSCは軍縮や核不拡散そして国際社会への情報発信などのテーマも審議するというふうにお答えいただいておりますが、具体的な軍縮そして核不拡散のテーマというのはどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○国務大臣(菅義偉君) まず、国家安全保障会議というのは、国家安全保障に関する重要事項について審議を行うと、その中でも外交、防衛を中心という話を今までさせていただいてます。そういう中で、総理大臣が大学高所から、国家の安全保障にかかわることであれば総理大臣がそこを指定してその議論をすることが可能であるということでもあります。

(委員長退席、理事佐藤正久君着席)

その中で、今委員から御発言がありました人間の安全保障ということでありましてけれども、例えばアフガニスタンでの難民支援とか、あるいは今年の六月だったと思ひますけれども、アフリカ会議、そこで行われた民生支援、こうしたものもやはり安全保障の中で、総理自身が目指すまさに世界の平和と安定というものを掲げて積極的平和外交を今展開しているわけでありますから、そういうしたものも、今例示として挙げさせていただきまして、そういうものも全体としては私は入つてくるのだらうというふうに考えています。

○藤末健三君 是非、核不拡散・軍縮は取り組んでいただきたいと思つております、このNSCで。

なぜかと申しますと、二〇一五年に核不拡散条約、NPTの総会会議、五年に一回の会議が二〇一五年に行われる。その中で、我々、NPDI、軍縮・核不拡散イニシアティブということで日本政府が主導して今議論を進めている中で、NSCの中においてその軍縮・核不拡散ということをやイニシアティブを取り、そして二〇一五年の核不拡散条約会合において是非とも唯一の被爆国としてのプレゼンスを高めていただきたいと思ひます。

そしてまた、官房長官がお答えいただきました国際社会への情報の発信を、これを議論していくというふうにおっしゃつていただいたわけでございますけれども、例えば我が国の国際貢献、ワクチンの問題、私取り組んでおりますけれども、例えば

天然痘は日本が撲滅しています。そして、今ポリオという小児麻痺、日本がいろんな協力をしまして、昨年インドが撲滅宣言をし、そして今ナイジェリアに対する支援を始めようとしています。そして、ナイジェリア、パキスタン、アフガニスタン、残り三か国を撲滅できれば世界からポリオ、小児麻痺はなくなるような状況になっている。そしてまた、A.T.Tと言われている武器貿易条約、武器の輸出を管理しようという条約も我が国が二〇〇六年にイギリスと一緒に提案をし、もうこれは執行されている状況になる。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

そして、私が特にNSC、きちんと平和の面でのNSCに期待したいのは、今韓国や中国の問題、いろいろ非常に悪い状況になっているというふうによく言われますけれど、実際に中国と韓国を訪問して分かることは何かというと、我が国が、平和憲法、九条、戦争をしない、軍隊を持たない、侵略のための軍隊を持たない、また憲法の前文であり、平和主義を唱えていることをほとんどの韓国や中国の方は御存じないんですよ。そういう我が国の平和主義という、憲法に基づく平和主義というものを是非情報発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) この法案の審議の中でも、我が国から海外に対しての情報発信が余りにも少な過ぎる、情報発信についてもつと政府として予算もという話もこの議論の中です。日本自身は、まさに戦後七十年の中で平和国家というのを築き上げてきたわけでありまして。そしてまた、民主国家として世界各地にも様々な貢献をしているということも事実であります。そうしたことをもつと積極的に内閣として一元的に海外に広報を戦略的にやっていくと、このことも極めて大事だということに考えております。

○藤末健三君 今議論されている中で見ていきますと、このNSC、当初は六十人体制ぐらいで情報を収集して分析して政策をつくるというところが舞台となりますけれど、是非、情報の発信、こ

れを一元的に行うというのをやっていただきたいんですね。

なぜかと申しますと、例えば、先ほどワクチンの話を申し上げましたが、私たちの日本がずっとお金を国際機関へ出して、そして我々のお金で作ったワクチンを海外に出しているんですよ。ところが、どうなっているかというと、私、八月にインドネシアに行ってきたんですけど、ユニセフのアジア代表の人と回ってきたんですけど、何が起きているかというと、ユニセフがやっている、日本の顔が全く見えていないんですね、現地において。

ですから、そこにはやっぱり日本、余り国のエゴを出すべきではないと思いますけど、厚労省、外務省、いろんな関係役所がありますので、JICAもありますので、そういう役所を統合して情報をきちんと発信することもやっていただきたいと思ひますし、また同時に、私たちの平和憲法の話を申し上げますと、私、九月ですかね、中国に行ってきた、中国の大学生との議論をしてきました。それは、国際関係の研究機関の学生で、PhDコースの博士号を取ろうとしている人、彼は何を言うかという、日本国は核武装をするんですかと真面目に聞いてくるんですよ。我々は平和憲法があり、唯一の被爆国として核武装など絶対あり得ないという説明をしてはいるものの、実際に国際問題を研究している人が真顔でそういうことを言っているという状況。是非、情報の発信はきちんと特に僕は中国や韓国に対してやっていただきたいと思ひますので、その体制もつくるといふことを、ちょっと決意をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(菅義偉君) 総理は就任してから二十五か国を訪問いたしました。訪問先々で我が国の安全保障、また平和、経済に対しての様々な考え方を伝えてきております。訪問した二十五か国においては、全ての国でこの我が国の方針というものに理解を示していただいたということにもなっております。

そういう中で、今、韓国、中国の話が出たわけですが、確かに近いがゆえに様々な問題があることも事実でありますけれども、そこは私たちも粘り強く我が国の基本的な平和と繁栄、そして安定という、そうしたものをしっかりと発信できるように政府としては取り組んでまいりますけれども、政府だけでなく、やはり経済界だとかあるいは自治体だとか、そうした草の根の運動も含めてこれからは必要だというふうに考えております。

○藤末健三君 是非進めていただきたいと思ひます。

特に気になるのは何かと申しますと、中国、韓国においていろいろな情報が流れる中で、既存のメディアよりも恐らくネットの方が影響力が大きいような気がするんですよ、特に若い方々には。何が起きているかというと、恐らくネットの中でどういうことが日本について書かれているかというのをウォッチしながら、これは多分NSCの情報収集機関はやってくれると思ひます。ただ、それだけではなく、間違つた情報が流れていたらカウンター情報を流すということまでやって、やはり日本の平和主義というのを徹底的に中国、韓国の若い人たち、ネットを通じてやるべきだと思ひますので、そこは是非お願いしたいと思ひます。

特に人間の安全保障という観点につきましては、実際にこのNSCの資料の中にも書いていただいているわけですが、これは、これはちよつと事務方の方にお聞きしたいんですが、法の条文上、この人間の安全保障というのはどの条文から引かれるかということをちよつと教えていただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えいたします。第二条、所掌事務のうちの十一号に当たると考えてございます。

○藤末健三君 せっかくなので、条文をちよつと読み上げていただいてよろしいでしょうか。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えいたします。

第二条第十一号でございます。「その他国家安全保障に関する重要事項」ということに当たると承知しております。

○藤末健三君 御覧のように、条文を読むとなかなか読み込めないところがございます、正直申し上げて。重要事項という中で人間の安全保障ということをしていくわけがございますけれども、実際にこの人間の安全保障という議論、これは国連で議論が九〇年代に起きまして、国土の安全を守るという一般的な安全保障から一人一人の人間の安全を守っていくという観点に、一人一人の人間という観点に変わってきていると。

実際に国連等で採択された文書を見ますと、人間の安全保障というのは大きな二つのポイントがございます、一つは、人が欠乏から免れるということ。病院に行けない、食事ができない、水が飲めない、そして学校に行けないという欠乏の脅威から守られるということ。そしてもう一つございますのは、恐怖から免れるということ、戦争であり、暴力であり、そういう恐怖から免れるという二つのポイントになっていきます。

これは何かと申しますと、まさに日本国憲法の前文にございます「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と。我々日本人は、全世界の国民がひとしく戦争や暴力といった恐怖から免れ、そして欠乏、学校に行けない、病院に行けない、食事ができない、水が飲めないという欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するといふこの憲法の条文がございまして、是非ともその憲法との関係等も明確にしていきたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 安倍政権としては、人間の安全保障というのは外交の重要な柱の一つであるといふことの中で、総理、国連総会だとか様々な場でそこはしっかりと訴えてきましたし、これからは日本は平和と繁栄、そして民主主義という、基本的人権ですか、そうしたものをしっかりと行う

国であるということと同時に、人間の安全保障に
対しては積極的に貢献をしていく国だということ
をありとあらゆる機会にこれはしっかり訴えてい
きたいというふうに考えています。

○藤末健三君 是非訴えていただくとともに、や
はりきちんと文書として作って構築していただ
きたいということをお願いさせていただきたいと思
います。

そして、具体的にこの人間の安全保障を、議論
を行うということをお官房長官おっしゃっていただ
いたわけでございますけれども、具体的にどうい
う体制で行われるかということ、そしてまた、多分
専門委員会などをつくられるということになる
と思いますけど、そういう専門家の意見などをど
のように吸い上げるかという、そういう体制とか
含めて、制度を含めて、仕組みを含めて教えてい
ただければ幸いですけど、お願いします。

○国務大臣(菅義偉君) 現在も外務省でこの人間
の安全保障に対してホームページなどにもしつ
かり記載して配信しておるわけでありますけれ
ども、更にそうしたものを充実させると同時に、や
はり政府としてもそこはしっかり取り組んでい
きたいと思えます。

○藤末健三君 是非専門家を集めて議論をしてい
ただきたいと思えます。調べてみますと、この人
間の安全保障に関する研究機関というのは幾つか
ございまして、割と専門家の方が育っているとい
う状況でございますので、そういう方々の専門的
な意見を集め、国際的にどのように日本が貢献
し、かつ発信していくかということはこのNSC
では非やっていたらいいと思えます。

そしてまた、NSCの活動の中に、この説明資
料を読ませていただきますと、国連外交の強化
をやっていくと、NSCをつくることによつてと
ございまして、具体的にどのようなことを考えて
おられるかということをお教えいただきたいと思います。

日本の外交の路線は国連中心主義ということ
で、我々、日本の外交の環境に対する貢献、そし

て経済開発に対する貢献、先ほど申し上げた軍
縮、難民問題、そして女性の地位向上などとい
う活動したわけでございますが、その国連外交
の強化、具体的な中身を教えてくださいと思
います。

○国務大臣(菅義偉君) 例えば安全保障と防衛力
に関する懇談会の中で、いわゆる有識者の皆さん
から議論の整理をされたその報告の中にも、我が
国が取るべき国家安全保障上の戦略のアプローチ
の中に、国連外交の強化ということがこれはつき
りとうたわれております。こうした議論を踏まえ
て、この法案が成立した後は、まさに国際社会
において、国連における強化策というものを
取り組んでいきたいというふうに思っています。

その中には、例えばイランとか、あるいは北朝
鮮の核問題とかシリアの問題とか難民の問題、い
ろんな問題があるわけでありましてけれども、我が
国としては、そうした国連を通じてしっかりと
していききたいと思っています。

○藤末健三君 是非、国連との連携はきちんと進
めていきたいと思います。

特に今の国連の安保理の非常任理事国というの
が二〇一五年に選挙がございまして、我が国が
そこで安保理における非常任理事国になるよう
な動きを是非やっていたらいいと思います。その
ときに私が国がどれだけ平和に貢献したかとい
うことをきちんと言信することがこの国連の非常
任理事国の選挙に向けての大きなメッセージ
となりまして、是非ともNSCにおいて、国連と
の外交を進めるのであれば、二〇一五年、非常
任理事国の選挙がございまして、それに向けて
情報発信をきちんと言信することが是非、決
意を官房長官、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(菅義偉君) 今まで首脳外交が少な
過ぎたと思えます。つい先般、総理が訪問した
カンボジア、ラオス、首脳は十三年ぶりでした。
さらに、その前のマレーシア、シンガポール、

今大変な台風の被害に遭っているフィリピン、
それぞ六年、六年、十一年ぶりだったという
ふうに思っています。

今年十一月二十五日か国訪問する中で、そ
うした遅れを取り戻すとともに、我が国のま
さに平和と安全保障に対する考え方、そして
国際貢献をさせていただいていこうと
する機会に説明をさせていただいていこうと
するところでありまして、総理
を先頭にそこはしっかりと私たちが政府一
丸となつて取り組んでいきたいと思
います。

○藤末健三君 是非人間の安全保障、これ我
々の外交の一つの柱でございます。二〇〇
年には国連に人間安全保障基金をつくり、そ
してまた人間の安全保障という中で様々
なカンファレンスをつくつたり、あと人
間の安全保障という中で様々な国際活動
をすすめていますので、それをNSC
を中心に統合して進めてい
きたいと思っています。

続きまして、サイバーセキュリティに話を
移らさせていただきます。

サイバーセキュリティといいますが、よくパ
ソコンにウイルスが入ってパソコンは困つたとい
う話になりがちでございますが、今、国際的な
サイバーセキュリティの議論を見ますと、国
の重要なインフラを止められる、例えば金
融のシステム、電力のシステム、鉄道として
水のシステムなどが止められるというよう
なことが起きております。

今、サイバーセキュリティにつきま
しては安全保障の観点から大きな変化にな
つていまして、もう防衛省でも議論がな
されていまして、昔の戦争とい
うのは陸と海であったところ、そこに戦
闘機が出て新しい概念に変わつてしま
うのと同じく、サイバーという空間、新
しい安全保障の空間というのは重要な
ものであるというのが今大きな動き
でございます。

アメリカもこの数年にわたって
いるようなサイバーセキュリティ、
サイバーの攻撃に対するディ

フェンスの体制をつくつてい
るところでございますが、私が
政府にお聞きしたいのは、今
年の三月の二十日に韓国にお
いて大規模なサイバー攻撃が
ございました。このときに、放
送局のテレビ画面などが全
部止まり、また銀行のATM、
銀行も攻撃されATMが動か
なくなつたという状況で、こ
れは韓国政府の発表によら
ず、北朝鮮のサイバーソル
ジャー、軍団が韓国を攻撃
したと言われております。

韓国のレポートを読みますと、これは手
を抜いて書いてあるんですね。本
当はもっと攻撃できるのにわざ
と途中でやめているような形
になつていっていることであ
ると思つて、韓国のサイバー
の攻撃の情報、日本政府とし
てだけ集めていこうというこ
とを教えていただけないで
しょうか。お願いします。

○政府参考人(谷脇康彦君) 委員御指摘のと
おり、本年三月二十日ござ
いますけれども、韓国の金融
、放送分野におきまして大規
模なシステム障害が発生して
おります。これがサイバー攻
撃である旨韓国政府から発表
があつたという件については
承知しております。

政府としても情報収集を行
つているところでございます
けれども、情報収集に関する
詳細につきましては、事案の
性質上、お答えは差し控えて
いただきます。

○藤末健三君 情報を集めて
いただいているならばそれで
いいとは思いますが、ただ、
二〇〇七年、これはエスト
ニアですが、あとシリアに対
する攻撃などがあつたとき
に何があつたかというのと
、爆撃をする前に停電させ
るんですよ、その地域を全
部、サイバー攻撃で。です
から、今新しい安全保障と
考えたときに、一番初めの
攻撃は何かというサイバ
ーじゃないかという、いかに
サイバー上で守っていくか
、防衛していくかという
のが非常に重要になつて
いることではないと思
います。

現在の我が国の法規におき
まして、テロではなく、他
国からのサイバー

アタックはどのように法律上定義しているかと。そしてまた、法律上の定義がない場合に、このサイバー攻撃の定義をどのようにしなさいいけないかということにつきまして、官房長官ですか。じゃ、事務方、見解をお聞かせください。

○政府参考人(谷脇康彦君) いわゆるサイバー攻撃でございますけれども、一般的には、情報通信ネットワークや情報システムを利用して行われま

す不正侵入、あるいはデータの窃取、破壊、不正プログラムの実行、DDoS攻撃などを指すものと考えられるわけでございますけれども、現段階におきましては、国内法上も国際法上も確立した定義があるわけではございません。また、サイバー攻撃の主体につきましては、他人のコンピュータを踏み台にして発信元を容易に偽装できることなどから、実際の攻撃主体が国家によるものであるかを特定することは必ずしも容易ではないといったような性質もございます。

したがって、お尋ねの他国からのサイバー攻撃につきましては法律で定義付けることは、現時点では困難であるというふうに考えております。

なお、政府におきましては、サイバー攻撃に対して迅速かつ的確に対処するため、閣議決定等に基づきまして、各府省庁が業務において得たサイバー攻撃に係る情報を内閣官房に集約をいたしまして適時適切な情報の共有を図るとともに、認知したサイバー攻撃の規模等に応じまして政府一体となった初動対処体制を取るなど、必要な措置をとることとしております。

政府といたしましては、情報セキュリティの確保は国家の安全保障や国民の社会経済活動にとつて重要な課題であると認識をしております。これまでも必要な法整備等に努めてきたところでございますけれども、引き続き必要な対策を進めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 官房長官、今の回答を聞いていただきましたでしょうか。法的な枠組みがないんですよ。

私は、昨年九月にオーストラリアに行つてきま

した。オーストラリアにおいては、緊急事態対処法の中にサイバーの防御みたいな形が書いてあるんですね、法律に、実は。私は実際に見て、ああ、これは日本にも必要だなと思つて、対応が必要だということではいろいろ研究はしているものの、やはり条約の問題とか国内法の問題でなかなかできないところではございますが、このサイバーというものの対する法律の定義をどこかでしなさいいけないというふうに考えております。それについて見解をちよつといただいてよろしいですか。

○国務大臣(菅義偉君) 政府として情報セキュリティの確保は国家の安全保障や国民の社会経済活動にとつて極めて重要だと、そういうことの認識の中で、今までは一部、刑法の改正等は行つてきましたけれども、今委員の御指摘のとおり、現時点においては内閣総理大臣決定で行つておるところでありますので、それに基づいてこの設置を、対策を今行つていこうとあります。

今委員から法律でという御指摘もいただきました。政府としてもこれは極めて大事だというふうに思つておりました。例えば総理大臣決定によつて、NISCにおいては、情報セキュリティ政策に係る基本戦略の立案その他官民における統一的、横断的情報セキュリティ対策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整を行う、この非常に長い対応策ですけれども、こういうものを設置をして、関係省庁と連携をしながら政府機関の情報インフラ、この水準向上だとかサイバー攻撃に

対しての対処、処理、そうしたものをこの中心に行つておりますし、本年六月には、サイバーセキュリティ戦略において、政府機関に対しての、二十四時間体制でのこの攻撃に対しての監視を強化するなど、このNISCの強化策を通じてながら懸命に今努力をしているところであります。

委員の指摘の下に、私どもも組織的位置付け、こうしたものもこれから検討していきたいというふうに考えます。

○藤末健三君 是非検討していただきたいと思

います。

私は、今集团的自衛権の行使につく研究をされていまして、サイバーセキュリティの方の研究の方が先だと思ひます、正直申し上げて、現実性が高いという意味ではですね。

今の状況で御説明しますと、法律がないというふうに申し上げましたけれども、今NISC、内閣官房情報セキュリティセンターが中心となつてガイドラインが作られているんですよ、各省庁が合わさつた。ただ、ガイドラインを読んでみると、どこまで法的な担保ができるかという、恐らく各省庁の枠内でしか動けない状況なんですね。

ですから、やっぱり統合的に法律で権限を付与し、明確なルールを作らなければ、実際の問題が起きたときに私はガイドラインがなかなか動かないのではないかとこのように思つています。と同時に、このサイバーのセキュリティ、アタックに関する法的な枠組みがない、定義がないという状況の中でもう一つ問題なのは何かと申しますと、今御答弁いただきました、政府の報告もございいますが、内閣官房情報セキュリティセンター、NISCとこの今官房長官の下に設置されている。しかし、この内閣官房情報セキュリティセンターは法的な位置付けがございませ

ん。法的な位置付けがない。どうなつていこうと、法的な位置付けがないがゆえにまず予算が取れないです、正式には。かき集めになつてい、ほかの省庁のを。そしてもう一つ、定員が十分に満たすことができない。あえて申し上げますと、今ビルも間借りですよ。本当に国家の情報セキュリティを担うようなオフィスとかいうと、多分行かれたことがあられると思ひますけれども、私、やっぱりあれは非常に外国のサイバーセキュリティを担当している人間が来たら、私は驚くと思ひますよ、あの状況は。

ですから、是非ともその基盤である内閣官房情報セキュリティセンターの法的な位置付けをきちんとし、そして予算をきちんと付け、定員を付け

るといふことをやるべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 今いろいろ委員から御指摘をいただきました。

センター長に官房副長官補を据えて、いわゆる協力五省庁と言われる警察、総務、外務、経産、防衛省、こうしたものの協力を得ながら、まさに我が国のこの重要インフラ、それぞれの所管庁の対応をしているわけでありますけれども、委員の御指摘というものを私は真摯に受け止めて対応していきたいというふうに考えます。

○藤末健三君 これは恐らく時間が無いと思うんですね。冒頭に韓国が北朝鮮から攻撃されたという話を申し上げましたけれども、あれは北朝鮮本土からじゃないんです、攻撃は。中国にある、十人ぐらいだと思ひますけれども、人数がパソコンを持つていって、それで攻撃して放送を止め、金融システムを止めたんですよ、実は。その矛先が我が国に向かう可能性はなきにしもあらずと私は思ひますので、そこは是非、至急このNISCの議論、何が大事かという優先順位を考えていただき、対応策を作つていただきたいと思ひますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

このサイバーセキュリティの問題につきましては、今官房長官が政府全体の取りまとめという位置付けになり、NISCが副官房長官がやつていただくということで、関係大臣連絡会というのがございします。その関係大臣連絡会においてサイバーセキュリティの政策の議論が行われることになるわけでございします。NISCが設置されたときにこのサイバーセキュリティの議論の体制はどのようになるかということをお話していただ

○国務大臣(菅義偉君) 今委員から御指摘のありましたこの関係大臣連絡会というのは、多分、情報セキュリティ政策会議のことだというふうに思ひます。これについては、私が議長であつて、官民における統一した横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るためにサイバーセキュリ

ティ戦略を決定をし推進をしているところであり
ます。

一方、この安全保障会議の意義は、総理を中心
に閣僚関係が平素から戦略的視点を持つてこの審
議を行って、外交、防衛を中心とした司令塔とい
う立場でありますけれども、この国家安全保障会
議が設置された時点において、やはり今言われ
ましたこの連絡会議とこの安全保障会議というの
は必要に応じて連携を取りながらしつかりやつて
いきたいというふうに考えています。

○藤末健三君 是非強力な体制をつくっていただ
きたいと思います。

なぜかと申しますと、このサイバーセキュリ
ティの関係省庁はどがあるかというところ、まず
防衛省がある。防衛省は何をやっているかという
と、自衛隊の情報システムの防衛なんです、自
衛隊の。先ほど申し上げたように、鉄道であつた
り水道や電力システム、金融システムの防衛じゃ
ございません。あと、その一方で警察がありま
す。じゃ、警察は何をやっているかというところ、サイバー
犯罪です、これは。他国からのアタックではな
い。犯罪になる。そして総務省があります。総務
省は何をやっているかというところ、情報通信のセ
キュリティーなんです。パソコンの中に、コン
ピューターの中に入っちゃつたらどこかという
と、経済産業省。通信は総務省、コンピューター
システムになったら経済産業省と、ばらばらなん
です、今。

実際に、具体的に統合されているかというところ、
私の見た感じでは統合されていません。なぜ
かというと、NISSC、内閣の官房情報セキュリ
ティセンターが法的な位置付けがないんですから。
それは是非NISSCでカバーをしていただきたいと思
います。同時に、サイバーセキュリティの
このNISSCは私は法定で設置するべきだと考え
ております。

最後に、サイバーセキュリティーを学術的に支える
ための体制というのを是非つくるべきではないか
ということをお提案させていただきたいと思いま
す。

学術的、特に大学などにおきまして、この安全
保障、先ほど申し上げました平和の政策などに
ついての研究を行う機関が非常に我が国はつばり
少ないという状況であります。特に安全保障につ
いては大学で議論するのは非常にタブーとされて
いるというのがずっと続いてきたわけでございま
す。私はやはりNISSCの議論を行う中で専門的
な学術的な分析に基づいた活動が必要だと思いま
すし、あと、大学が何かいいかと申しますと、国
境を越えやすい情報交換ができます。例えば、我
々が国の大学若しくは研究機関、独立の研究機関が
こういうセキュリティーの問題、安全保障の問題
を研究し、それが例えば、韓国であり中国であり
アメリカであり、いろんな国々との交流を進める
ことによってより安定した情報交換ができるので
はないかと。アメリカの、例えば衆議院の参考人
質疑なんか見ますと、MIT、マサチューセツ
工科大学はどのような活動をしているんですか、
実際に。

ですから、そのような仕組みを是非つくるべき
だと思いますが、いかがでございましょうか。
○国務大臣(菅義偉君) まず、この国家安全保障
会議を設置させていただいて、委員御指摘のよ
うな研究拠点を大学等に新設との考え方は、現時
点においてはまだ私も考えておりませんけれど
も、有識者会議においては、民間人からも有能な
人材を登用すべきである、そうした指摘もいただ
いていますし、国家安全保障局として、まさにそ
ういう研究者だとか、そうした現実に対応できる
能力のある方をそこは登用をし、活用をしていき
たいというふうに考えておりますけれども、今委
員から大学の設置という提案もありました。現
在、政府としてもこの対策は極めて大事だとい
うように私たちが考えておりますので、そこも前向き
に私は受け止めて、このセキュリティー対策とい
うものはやはりしつかりやつていかなければな
らないというふうに思っています。

○藤末健三君 是非進めていただきたいと思います
です。

今やつぱりNISSCの誤解みたいなのがありまし
て、非常に国防的なことだけをするんじゃないか
というように私は誤解があると思っております。是
非、人間の安全保障であり、また学術的な広がり
を持たせるといふことをやっていただきたいと思
います。

そして最後に、これはもう御提案だけ申し上げ
たいと思うんですが、つい数日前のファイナン
シャル・タイムズという新聞に日本と中国がNS
Cをつくらうとしているという記事が載っていま
した。御存じですね、官房長官。

日本も国家安全保障会議をつくる、中国も国家
安全委員会をつくる、似たような組織をつくって
いると。逆に、これがぶつかり合うことにならな
いかと。ちょうど、ファイナンシャル・タイムズ
に書いてあったことは何かというところ、その二つの
組織にホットラインをつくるべきじゃないかと書
いてあるんですね。私は、今非常になかなか進み
にくい状況ではあるかもしれないんですけど、一つ
の案だと思えます。これ、ちよつと登録はしてい
ませんけれども、いかがお考えですか、官房長
官。

○国務大臣(菅義偉君) そもそも日本のNSCを
つくる中で、日本には、例えば同盟国の間でもな
かなか連携する組織がなかったということもこれ
事実であります。そういう中で、このNSCの組
織、私もつくつて、今委員から提案がありまし
たけれども、そもそも一つの考え方だろうというふ
うに考えます。

○藤末健三君 是非よろしく願ひしたいと思ひ
ます。

いかにNSCが国防だけでなく幅広く平和を、
安定をつくるかということを進めていただきたい
ことをお願いしまして、質問を終わらせていた
だきます。

近年、我が国周辺の海域においては、中国の軍
事活動の急速な拡大が見られます。我が国の護衛
艦を威嚇するようなめゆしき事態ですとか、領海
侵犯事件も発生しております。そこで、中国を始
めとする外国の軍艦や潜水艦による領海侵犯事件
が発生したときに、本法案によってどのような対
処を行っていくのかを具体的に聞いてまいりま
す。

まず、過去の領海侵犯における自衛隊の海上警
備行動の実例から聞きます。

二〇〇四年の十一月のことになりますが、中国
の原子力潜水艦が石垣島周辺の領海を潜航したま
ま領海侵犯する事件が発生しました。このときに
自衛隊に海上警備行動が発令されたものの、発令
は潜水艦が領海を通過してからでした。このと
き、発令が領海を通過した後になつた原因は何で
しょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 御指摘の二〇〇四年
十一月に生じた中国原子力潜水艦による我が
国領海内潜没航行事案に対しては、平成八年の
閣議決定「我が国の領海及び内水で潜没航行する
外国潜水艦への対処について」に基づいて海上警
備行動を発令し、自衛隊が対処したところであり
ます。

しかしながら、当時は、本事案が閣議決定に定
める海上における治安の維持のため必要との要件
に該当するか否か等について政府内部で認識を統
一する等の必要があり、結果的に見れば、潜水艦
の領海侵入情報に接してから海上警備行動の発令
に至るまでに相当の時間を要することになりました。
このため、当該潜水艦が海上警備行動の発令
時点で領海外に所在していたことは御指摘のと
おりであります。

一方で、当該潜水艦の行動によつては再び領海
に入る可能性もあったということであり、また、
で、総合的に判断し海上警備行動を発令したとい
うことは、一概に間に合わなかつたとは言えな
いものと考えております。

○和田政宗君 とはいいますが、みすみす領海を

侵犯して通過するのを許してしまつたわけですが、潜水艦の発見からこれ海上警備行動が発令されるまで、およそ三時間掛かっているんですけれども、いろいろな各種調整ですとか問合せとということがありましたけれども、どの部分に時間が掛かつたんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) この二〇〇四年十一月に発生しました中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案であります。御指摘のどの部分に時間が掛かつたかということですが、これは、この閣議決定に定める海上における治安の維持のため必要との要件に該当するか否か等について政府部内で認識を統一する等の必要があるということと、時間に時間が掛かつたと考えております。

○和田政宗君 この二〇〇四年の事例では領海侵犯を許してしまつたわけですが、今年の五月に国籍不明の潜水艦が領海に近づく事案が相次いだときには、防衛大臣は、領海に入つたら海上警備行動を取つてしかるべき対応を取る手順を予定していたと発言して、領海に入つた場合には安倍総理の承認を経て、直ちに海上警備行動を取ることを決めていたと報道等で報じられていました。

先ほど大臣おっしゃられたように、一九九六年に安全保障会議及び閣議で決定された「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」では、海上警備行動について、個々の事案発生時に、改めて個別の閣議決定を経ることなく、総理の判断で発令できるとしています。先ほどの五月の事案の大臣の発言、これを踏まえたものでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 委員御指摘の私の発言は、本年五月二日と十二日及び十三日に、南西諸島周辺の我が国接続水域内において潜没航行する国籍不明の潜水艦を確認したことに基づき、同月十三日に対外公表を実施したものであります。

この発言は、「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」は、海上保

安庁では発見する能力がない等十分な対応が困難であることから、防衛大臣が、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊法第八十二条の海上警備行動を自衛隊の部下に下令することにより対処することとされる旨を説明したものであります。

すなわち、議員御指摘のように、潜没潜水艦への対処については、こうした個別の事案が発生した場合に、先ほど御指摘がありました平成八年の閣議決定に基づき、改めて閣議にかけることなど、総理の承認により海上警備行動を発令できるということになっております。

○和田政宗君 確認ですが、今回はそうすると速やかに対処する準備ができていたというふうに考えては、この一九九六年の閣議決定の外国潜水艦への対処についてに基づいた対処がなされたと考えてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 今年の事案につきましても、接続水域内ということ、事前に領海に入る前に私どもの方としてそのような事案があるというのを対外公表させていただき、言ってみれば警告に資するような役割が果たせたんじゃないかと思っております。

委員が御指摘の二〇〇四年であります。このときも既に平成八年に閣議決定をされておりました。ただ、この際、最終的に海上における治安の維持のために必要かどうかの要件を議論する中で政府内での認識の統一する一定の時間が必要だったということだと思っております。

○和田政宗君 これも確認ですが、そうすると、外国の潜水艦や軍艦が領海を侵犯しても必ずしも海上警備行動を発令しないということでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 一般的に、外国の艦船が例えば領海内を無害通航するような場合には海上警備等の対象にはなりません。少なくとも、この間発生しました潜没航行をしている潜水艦に関しては海上警備行動を下令するというところ、総理の承認を得てですが、こういう対応を取

ることが必要だと私は思っております。

○和田政宗君 浮上航行して領海侵犯をする軍艦についてはいかがでしょうか。同じような対応でしようか。

○国務大臣(小野寺五典君) 一般的に、潜水艦が浮上し、国旗を掲げ、そして一般的な航行をする場合には無害通航に当たると思いますが、その場合には海上警備行動を発令する場合には至らないと思っております。

○和田政宗君 潜水艦についてはそうだと思うんですが、浮上して航行する例えば護衛艦であるとか戦艦であるとか空母だとか、そういった艦船の領海侵犯については海上警備行動を領海侵犯したら取るということでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 今言つた軍艦のような艦船についても、通常、一般的には、特異な行動を取らずに無害通航という形で領海侵犯の場合には、いわゆる無害通航ということが認められておりますので海上警備行動を取らないということではあります。一般的なことをお話をしますと、私どもとして、例えば周辺海域の中でたとえ領海を通航しない場合でも、例えば海峡をこのよう軍艦の艦船が航行しましたということは特異な事例ということで、その都度公表するような体制を取らせていただいております。

○和田政宗君 では、これまでの答弁を踏まえて、ここからは本法案について聞いてまいります。

本法案において、内閣官房が示した資料であります。あらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣のイメージという資料により、領海侵犯事件については、総理、官房長官、加えて法務、外務、国防、防衛、国家公安の各大臣による緊急会合ということになっております。先ほどの答弁では、潜没潜水艦の領海侵犯においては閣議を経ることなく海上警備行動が発令できるとのことですけれども、では、こうした事案の場合、国家安全保障会議との関係というのはどうなっているんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 我が国領海内において外国潜水艦による潜没航行事案への対応でありますけれども、この国家安全保障会議設置後も従来からの情報伝達や意思決定過程に変更はなく、総理大臣は、既存の閣議決定に基づいて、国家安全保障会議や閣議を開催することなく緊急な場合は海上警備行動の発令に係る承認をすることができるといふことになっております。

その他の事案についても、海上警備行動の発令に係る内閣総理大臣の承認等のためにこの国家安全保障会議及び閣議を開催する必要があるけれども、緊急な判断を必要とするときは、国務大臣が、今言われた大臣が参集して速やかな会議の開催、それが困難な場合は電話等で連絡をしながら、そして了解を取つて必要な決定を行つていくと。

いずれにしても、政府としては、こうした事案が発生をしたときには、まさに厳正で、そして迅速に対応できる体制というものをしっかりと取つておるといふところで御理解いただきたいと思います。

○和田政宗君 そうしますと、無害通航でない浮上航行している軍艦の領海侵犯事件で海上警備行動を発令する場合には、国家安全保障会議の関与というのはいったいことなんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 基本的には国家安全保障会議が必要でありますけれども、ただ、緊急の場合については今申し上げたとおりであります。

○国務大臣(小野寺五典君) 無害通航等の場合には、もちろん無害通航ですので海上警備行動等の問題はないんですが、ただ、委員が多分御指摘の中で、不審船事案等があった場合、この場合には、まず、不審船事案でありますのでそれなりにはやはり手続が必要だと思っております。

いずれにしても、私どもとしてしっかりと対応は取らせていただきたいと思います。

○和田政宗君 そうしますと、いわゆる不審船であるとか軍艦等による領海侵犯事件に対しては、これまでは閣議を経て海上警備行動の発令という

のが行われていたというふうに思うんですけれども、そこに今回の仕組みで四大臣会合ですとか九大臣会合、緊急事態大臣会合、そして閣議となると、余計複雑になつていっているように見えるんですけれども、これ、発令が後手後手になるということはないんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 例えば潜没潜水艦が領海内へ侵入した場合、この場合には、私、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動を発令することになります。ただ、いずれにしても、その先どのような対応を取るかということが必要になりますので、その中には、今回のNSCの中で同時並行的に議論をします。まず初めに海上警備行動でその場で対処するということが大切だと思っています。

また、不審船等の事案に関しては、これは基本的に海上保安庁が対応しますが、その海保の対応が困難な場合には、安保会議等の諮問を受け、その際閣議決定を行い、その後、その中で最終的に海上警備行動の下令を防衛大臣が行うということになります。

それぞれのケースで、潜没潜水艦の場合あるいは不審船の場合とありますが、また、無害通航の場合には、あくまでも無害通航ということですので海上警備行動は取らないということになります。

○和田政宗君 今大臣おっしゃられたように、潜水艦、沈んだ形の潜没潜水艦の領海侵犯については、一九九六年の決定以降、速やかに海上警備行動が発令できる仕組みができたということですけれども、ただ、二〇〇四年の事件については、様々な要素があったとはいえず、海上警備行動の発令というのは発見から三時間ほど掛かっているという状況です。

本法案によって、潜水艦や軍艦の領海侵犯事件に対して海上警備行動の発令というの速やかになるんでしょうか。速やかになるとすれば、具体的にどのような部分が改善されるんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) まず、海上警備行動

について、潜没潜水艦に関しての対応については、まず初めに総理の承認を得て、そして防衛大臣として海上警備行動を取ることになります。

ただ、例えば、様々な場合、明確に判断できるか分からないような事案がございまして、このときにはどのような判断をしたらいいかということ、これは、防衛大臣だけではなくて、外交面の問題あるいは政府全体での考え方ということの議論も必要だと思いますので、当然、速やかにNSCの中で議論することも併せて行われることは想定されると思っています。このような、どのような判断をしたらいいか分からない事案についての速やかな判断というのは、当然、新しくNSCが設置されれば有効に機能するものと私も考えております。

○和田政宗君 そうしますと、ちよつとこれも確認ですが、現場の事案については今までの仕組みで現場でオペレーションでもうどんどんどんどん進んでいくと、国家安全保障会議はそれに関して、事態がずつと進んでいくときには関与をしない場合もあるということですか。事後の方策について考えるということなんですか。

○国務大臣(小野寺五典君) 一般的には個別の事案でどう対応するかということになると思いますので、ただ、一般論としてお話をすれば、例えば潜没潜水艦がいてそれが領海内に入ってきた場合は、総理の承認を得て防衛大臣が海上警備行動の発令を行います。ただ、いずれにしても、これはどこかの潜水艦ですから、国の船でありますし、またこれを浮上することを要請するなり外交ルートで働きかけるなり、多くのことが同時並行で進まなければいけません。そういう中でこのNSCは有効に機能していくものと思っております。

○和田政宗君 最後にですが、我が国の国防体制が総合的に高まることを希求しまして、質問を終わります。

○委員長(中川雅治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、安井美沙子君が委員を辞任され、その補欠として大野元裕君が選任されました。

○仁比聡平君 先ほどの総理質疑に続きまして質問させていただきます。

まずは、谷垣大臣、おいでいただいて今日はありがとうございます。

そこで、先ほど御答弁いただいたテーマと少し近いんですけれども、特定秘密保護法案の二十一条で報道又は取材の自由への配慮などの規定があるわけですが、この報道機関についての捜査のありようをお尋ねしたいんです。

政府は、知る権利や報道、取材の自由に配慮するということ、法的に捜査機関を縛るような効果を何らかの要件の下に持っているのかということ、そうではないのかという感じが、ちよつと持っているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 捜査の捜査に対してどういうイメージを持っておられるかによつても違うと思うんですが、現実には、今まで捜査の捜査で報道機関に強制捜査に入るといことは、私の記憶する限りほとんどないですね。それはこの法案では二十一条に表現されておりますが、昭和四十四年だったと思います、博多駅事件等々の判決で報道の自由等に対する配慮を求めている最高裁判決がございまして、そういうものを検察の実務としては十分に踏まえながらやつてきたというふうには私は理解しております。

加えて、これはもう一般的なことでございまして、それぞれ令状主義等々の要件、つまりいわゆる刑事訴訟法の要件の下で適法に行動をしなければならぬ、これは当然のことだろうと思っております。

○仁比聡平君 今も、できるだけ任意で、あるいは令状主義という下で、少なくとも後から振り返れば違法な捜査が行われ、私はそうした乱暴な強制捜査が行われてきたというのが現実なのではないかという認識ではあるわけですが、この配慮というのが、今大臣がおっしゃったような意味での範疇を超える法的な縛りというものではないのかと思うんですね。

そこで、取材がこの法案の二項に言う正当な業務による行為、これは、専ら公益を図る目的で、法令違反や著しく不当な方法によるものと認められるか否かという判断になると思いますが、この判断をするのも、まずは特定秘密を保有して管理をしている行政機関が、この取材はちよつと行き過ぎだとか、それを捜査機関に告発するとか、あるいは捜査機関が別の端緒でそうした違法な取材というものをつかむかというように端緒になつて最終的には裁判所において判断されるということになるんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) もちろん捜査の端緒が何であつたかというのはそれぞれの場合によつて異なりますが、捜査段階において正当な業務行為であるかどうかは捜査機関が判断しながら進めていきますし、最終的には裁判所で正当業務行為に当たるかどうかを判断するということになると思います。

○仁比聡平君 国会での論点になつているので重ねて大臣に伺うんですが、そうした捜査に必要となれば、報道機関を始めとして、その取材者である例えば記者の関係先に対して捜索、差押えを含む強制捜査というのは、これは個別の事件において必要があればあり得ますよね。

○国務大臣(谷垣禎一君) あくまでこれは個別の判断になりますけれども、一般論として申し上げれば、令状主義の下で逮捕、勾留あるいは捜索、押収ということはあり得るわけです。

もちろん、これはもう釈迦に説法でございますが念のために付け加えれば、それは決して被疑者のところだけに行くとは限りません。場合によっては被害者のところに必要な捜索、押収で証拠を

集めるということもございます。だけど、一般論として、個別の判断に最終的にはなるんだろうと思えます。

○仁比聡平君　そこで、もう一点、法案では、正當な業務による行為と認められる可能性があるのは出版又は報道の業務に従事する者の取材行為でなければならぬとされているわけですが、その意味というのは、森大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君)　出版又は報道の業務に従事する者とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う者をいいます。具体的には、放送機関、新聞社、通信社、雑誌社の記者に限られず、個人のフリーランスの記者も含まれると解しております。

○仁比聡平君　社会生活上の地位に基づいて継続してというような意義であると法案担当者としての御説明なんですけれども、実際に、政党機関紙やフリーの記者、あるいはインターネット上やミニコミといいますが、そういうものでの発信、発表を前提に市民団体や学者、研究者が行う調査、こうしたものがその出版又は報道の業務に従事する者か否かということこれは判断するのは、これ、個別の事案に応じて、捜査機関、そして最終的には裁判所が判断するものだと思いますが、法務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君)　一般論として申し上げれば、おっしゃるとおり、捜査段階では捜査機関、公判段階では裁判所ということになります。また繰り返しになりますが、先ほど申し上げたようなこの二十一条の縛り、あるいは昭和四十四年の博多駅事件の判決等々の先例をやはり尊重しながら行われると思えます。

○仁比聡平君　そうした捜査機関側からの配慮というのはあつたとしても、強制捜査が行われ得るのだということがまず重大だと私は考えているんですね。つまり、知る権利を保障するための取材の自由や報道の自由という文脈においてそうした

ことがあつていいのかということなんですけれども。

そこに関係して防衛大臣にお尋ねしたいと思うんですが、自衛隊には既に情報保全隊が置かれております。これは繰り返し国会で議論になってきましたから一々申し上げませんけれど、イラク戦争の当時、自衛隊派兵について、駐屯地、具体的には青森の駐屯地の門前で任務を終えて帰宅をされる自衛隊員の皆さんに取材をして、それを基にした記事が大手の新聞に載りました。その門前で取材行為を行った女性新聞記者の行為を情報保全隊は反自衛隊活動というテーマというか角度といいますが、そうした視点で監視をして、詳細な報告書を関係各方面に回しているわけですね。

こうした情報保全隊の活動が法律違反ではないかという裁判が、地方裁判所では法律違反であるという判決を経て、今高等裁判所で争われております。この夏の証人尋問において当時の情報保全隊長は、広報を通さずに行われるものは取材ではないという趣旨の証言をしておられます。つまり、駐屯地などで新聞記者が取材をするのであるならば、その部隊の広報担当のところにアポイントが行われて、それに従って行われるものが取材なのであって、その広報を通じないものは取材ではないという趣旨の証言をされているんです。

これは、その駐屯地の門前で個々の隊員に意見や感想を聞くという取材においては広報を通していいわけですから、だから、その監視を行った情報保全隊の活動は違法ではないと、あるいは目的を達するための手段であると、そう主張したいのだらうと私は思うわけですが、この広報を通さない自衛隊員への取材というのは、情報保全上許されないということなんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君)　機微な情報を数多く取り扱います防衛省・自衛隊においては、外国による諜報活動を始めとする外部の不当な働きかけから防衛省・自衛隊が保有する重要な情報を防御するため、カウンターインテリジェンス機能を強化することは極めて重要だと認識しております。

す。

このような観点から、事務次官通達で部外者から不自然な働きかけへの対応及び外国機関関係者等との接触要領についてを発出し、情報保全上の事故を未然防止するため、部外者からの不自然な働きかけについて職員から報告させるようにしております。また、防衛省としては、広報を通さないものは取材に当たらないとは考えておらず、広報を通さないものでも取材に当たると認識しております。

いずれにしても、御指摘の広報を通さずに行われた取材行為を含め、記者による以上の取材行為については、不自然な働きかけに至らないものであることから、本報告の対象となることはないと思っております。

また、今委員御指摘の元隊長の証言について公判記録を見ますと、委員が御指摘のような断定的な言い方はしていないと私は認識をしております。

○仁比聡平君　証言の評価は裁判所がされることです。ですから、大臣の御意見を今日伺ったんですけれども、認識を伺ったんですけれども、結局、そんなことはないんだと、広報を通さなくてもいいんだというようなお話なんだと思ったら、私はこれは保全隊の活動というのは違法なんだと思うんですよ。今の御答弁だと、この当該新聞記者の門前で取材行為というのは異常だとか不自然な働きかけというみたいになるのかと、だつて報告書の中には反自衛隊活動となっているわけですからね。これが今現在の国、まあ今のお話は防衛省ですが、をめぐって争われている事実なのではないでしょうか。

この保全隊の監視の実態というのは、私どもに内部告発があつて、我が党として公表して初めて明らかとなったものです。法案で国会議員も重罰の対象にされ得るとなるなら、こうした内部告発や公表そのものも監視や処罰の対象とされかねない。私はそんなことであつていいのかと思うんです。

先ほどの質疑の中で森大臣の答弁が結局分からないままになりましたのでちよつとお尋ねしますが、十一月八日、衆議院の特別委員会が町議員に対する答弁として、「テロリズムの防止のために警察等の警備をする、その実施状況、実施計画について、それを公表してしまつたら、テロがそれを知ってしまうわけでございますから、それについては、別表に当たる場合には特定秘密に指定されるということになります。」と御答弁されております。

十一月の十二日には、山田議員の質問に対して、「例えば、テロが行われるという情報があつたとします。それが、ある特定の原発を狙っているというような情報があつたとします。それに対する警備の計画であるとか配置であるとかいうことになりますと、別表に該当する場合もあるというふうな考えております。」というのが御答弁なんです。

私がこの答弁を引用したらあなたは首をお振りになつたんですが、総理も含めて先ほどの訳の分からない議論になつたんですけれど、改めて伺いますけど、警備をするんだつたら、その警備対象の脆弱なところとか、あるいはテロリストがその破壊対象に接近しやすいルートとか、こういう情報が前提にならなかつたら警備なんてやりようがないでしょう。テロリストにとつては、そういう情報が入手できれば、そこから警備の体制というのは当然推認できるということになるんじゃないですか。まさにテロリストに資する情報じゃないですか。違うんですか。

○国務大臣(森まさこ君)　仁比委員が今御指摘をした議事録のとおり、私は、原発の状況につきましては、テロの警備状況については別表に該当する場合があるという一貫して答弁しております。

先ほどの御質問ですと、原発の状況等が特定秘密になりますかという御質問でございます。私、私は、テロに限るということまで御答弁をしておりますので、一般的に全て原発の内部の図面等が特定秘密になるものではないとい

うことを申し上げたわけでございます。

そこで、今の御質問になりますけれども、前提として、原発の建物内の図面がなければテロの警備状況がつかないのではないかと、もうふうな御指摘でございますが、そうであっても、特定秘密に指定をされる文書というのは警備の状況が書き込まれたものになります。それ以外のものを特定秘密には指定をいたしません。

○仁比聡平君 質問時間終わりましたから、なくなりましてこれまでにしますけど、大臣、思い込みが激し過ぎますよ。私がいつ先ほどの質問の中で原発構内の図面なんて言いましたか。あなたの思い込みですよ。原発の情報はどうかとは聞きました。そこで原発の警備の実施状況は特定秘密に得るといふあなたの答弁を紹介しての議論ですよ。

私が先ほど御紹介をした原発の脆弱性、あるいは侵入しやすいところなどの発言は内閣の担当者の言葉ですから、とんでもないと。私、こんなことで、本当にひどいということを申し上げておきます。

終わります。

○中山恭子君 日本維新の会、中山恭子でございます。

これまで、安全保障会議について、是非有効に働くものであつてほしいという思いから、組織のことでいろいろと申し上げてまいりました。これを支えるのはやはりそこで働く職員であらうかと思つておりまして、官房長官のお話の中に、民間人を短期間雇用する場合、それから関係省庁からの出向などが考えられるというお話が出てきております。

この国家安全保障局、特にこの局でございますが、ここで働く人々が、民間からの期限付の職員やそれらから出向者、通常は三年くらいで元の省庁に帰る出向者を中心になる可能性が強いと思うんですけれども、今の内調でも出向者の方が多いと思ひますので、当初はそうなるかと思ひますが、そういった職員が中心になった場合には大変脆弱

な組織にならざるを得ないと思ひます。国家安全保障局に期待されている職務を遂行することは難しいことにならうかと思つております。

その国家安全保障局が国家安全保障会議の企画立案、総合調整、そして情報の分析を行うのであれば、資料や情報を総合して整理する事務というだけでは足りないのあれば、各省庁から経験豊かな職員を、出向ではなく出身省庁から離れた形で国家安全保障局に根を下ろす、生涯そこで働くという強い忠誠心を持った職員で組織をつくる必要があらうかと考えています。

機能的で充実した組織をつくるためには、時間的に少し厳しいかもしれませんが、例えば、来年度からでも新規のプロパーの職員を採用することか、親元から離れた職員を採用するとかいったことを考えてはいかかと思ひますが、官房長官はいかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 先ほど委員から提出いただきましたこの組織図、極めて分かりやすくできているなというふうに思つております。また、この組織図にあるとおり、この国家安全保障局というのはまさにこの国家安全保障会議の要の極めて重要な役割を果たすところでありまして、当然ここがしっかりと機能するということがこの国家安全保障会議が機能的に所期の目的を達成する意味で極めて大事なところであるというふうに私も認識をいたしております。

そういう中で、この局長には特別職の国家公務員を充てて、そして二人の次長、それと、今、職員全体については約六十名くらいでスタートしたいと思ひますけれども、その職員については、多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材を集めて、強力な政治のリーダーシップの下で、省庁の縦割りを排する強力な体制というものを私ども是非つくつていきたいというふうに思つています。そのためには、その期限付だとかいろいろ、そこで十分に働くことの意欲が湧かないような組織であつてはならないというふうに思つていますので、そこは十分に配慮しながら行つていきたいと

いうふうに思ひます。

民間の職員については、これは公募でしっかりとした人を選んでいきたいというふうに思ひます。それは、研究者だとか、あるいは今まで経験のある方だとか、そういう方を選んでいきたいと思つていますし、女性も是非活用していきたいというふうに思ひます。

そうした、当初、スタートにおいてはそのような状況でスタートをしたいというふうに思つております。スタートの際、必ずしも片道切符にこだわらないで、そこに来られた方がある意味でプロパーのような形に育てていくことも極めて大事なことだと思ひます。

ここにおいては、内調室から情報を集約する、またほかの省庁の情報も集約をして、そこで総合的に設計というんですか、分析をした結果安全保障会議にかけていくという極めて大事な部署でありますので、委員の御指摘をしっかりと受け止めていきたいと思ひます。

○中山恭子君 ありがとうございます。

この組織がしっかりとつくりたい限り、海外の国際情報機関とのやり取りというのがまずできないと思ひます。その関係をつくつていくのには一朝一夕ではできませんので、しっかりと教育、育成というものもお考えいただきたいと思つています。

今日、もう一つ、少し違った方向からのお話をしたいと思います。

国防といいますが、大体すぐに軍事力の強化というふうな話になります。もちろんそれも大事でございますけれども、私自身、特に日本にとりましては、平和を維持していく上で日本が持つている最強の力は文化の力であると考えております。特に、今回の国家安全保障会議では四大臣会合というのが新設されておりますけれども、その審議事項は、中長期的な国家安全保障戦略の策定を含め、基本的な方向性を定めるとありまして、そういった中長期的な日本の平和を維持するため、その基本的な方向性について審議をなさるものと考

えております。

二〇二〇年には東京でオリンピックが開催されます。オリンピック開催に当たりましては文化的なイベントも考えるようにというのがオリンピックの組織の中の規定にあります。私は、日本では、東京だけでなく、その訓練が各地で行われるというだけではなくて、できれば二〇一九年、一八年に日本各地で文化の祭典が開けないものかと考えております。こういった事柄、これが百年続くというふうな思いで開いていけば日本の平和維持にもつながるものと思ひますが、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 国家安全保障会議の審議事項というのは、我が国の安全保障にかかわる重要事項になっております。そういう中で、個別の一つ一つの例えの中ではこの国家安全保障の課題とは言い難いと思ひますけれども、ただ、委員の御指摘のとおり、我が国の将来を考えたときに、国際文化の発信というのは極めて大事なことであり、このように思つています。

そして、二〇二〇年にオリンピックを招致することが、成功することができました。このオリンピックというのにはある意味で日本の文化を世界に発信をすることのできる最高の舞台であるというふうに思つておりますので、二〇年前後の国際交流等も含めて、ここは委員の御指摘のとおりしっかりと対応していきたいというふうに思ひます。そして、このオリンピックはただ東京だけのオリンピックではなくて、日本全国のオリンピックにするのが政府の役割であるということも私も認識して対応していきたいというふうに思ひます。

○中山恭子君 文化関係のチームが動くとは思ひますが、四大臣会合でもその方向性を審議していただいて、方向性を定めていただきたいと思つております。二十一世紀、日本の文化が国際貢献、国際的な中で平和のために大いに貢献するものと信じておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

まず初めに、谷垣大臣にお聞きをいたします。例えば、共謀を処罰する、秘密保護法で、外形立証によって可能だというのが森大臣の答弁です。そうすると、私とある国会議員が、これを暴こう、問題だ、特定秘密かもしれないが問題だといつて共謀して、逮捕され起訴される。そのときに、何が秘密か具体的には分からない。これは、弁護士として大先輩でいらつしやいますし、法務大臣として、罪刑法定主義の点から問題はないでしょうか。あるいは、実質秘を処罰するという最高裁の判決からすれば、外形立証だと実質秘が本当に明らかになるのか、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは御担当の森大臣から御答弁いただくのが正しいんだろうと思います。私は自分の職務でないことを国会で余りしゃべるつもりはありませんが、まあ捜査に関連しますとお答えしないというわけにもまいりません。

そこで、外形立証、いわゆる外形立証ということですが、これは、秘密の内容そのものではなく、秘密の種類、性質等々のほか、秘密にする実質的理由として、当該秘密文書等の立案、作成過程、あるいは秘、マル秘指定を相当とする具体的理由などを明らかにすることによって実質秘性を立証する方法を指すものというふうに私は理解しております。(発言する者あり)

いやいや、それで、これまでも、例えばいわゆる外務省スパイ事件、東京高裁判決ですね、昭和四十四年の判決などでは、秘密とは、行政官庁により秘密扱いの指定、表示がなされたものであって、その実体が刑罰による保護に値するものであるというとし、秘密扱いとされたものが公開の法廷に顕出されることにより、それが公表され、一般人に了解されることによつて秘密性を失うことになりかねない場合には、それが秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性及び秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷には顕出できない相当の理由がある

と認められるときは、中略しますが、ちよつと省きますが、それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるという判示がございます。

それで、こういう、このように特定秘密の内容そのものを明らかにすることなく実質秘性を立証する方法が取られ得るとしても、検察官の側で秘密性を証明しなければならぬ、これは当然だと思ひます。したがいまして、被告人の防御権が侵されるものではないと思ひます。

○福島みずほ君 だつて公判廷に出てこないんだから、弁護士と当事者が攻撃、反撃できないじゃないですか。

谷垣大臣、次の文章を聞いてください。たまたま手段が相当でなかった情報収集活動や過失による秘密漏示行為まで処罰しようとする。防衛秘密保持に障害となる可能性のある行為を次々と処罰の対象に取り込み、その余の部分によるやうく国民の知る権利を認めようということになる。このような発想で作られた法案が、国家による情報統制法としての色彩を持つことは避けられないのではなからうか。多くの人がこの法案の犯罪構成要件の縛りが十分でない指摘しているのもこのことに関係する。このような批判に対しては、運用のよろしきと判例による縛りによつてこの難点を解消できると言う人がある。しかし、どんな行為が処罰されるかは判決が出るまで分からないというのであれば、人は、やばいかもしれないと思つた途端に、その行動を本来許されている行為かもしれないのにトーンダウンさせるであろう。このような萎縮効果の積み重ねこそが自由な社会にとつて一番問題なのである。(発言する者あり)

すばらしい文章ですね。一九八七年、「われら自民党議員「スパイ防止法案」に反対する」、谷垣禎一さんの文章です。そのとおりです。このとおりですね。これはそのとおりと思ひますね。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私の若いころの稚拙な文章を力を入れて読んでいただきまして心から御

礼申し上げます。

そこに書いてありますことと、私も一つ書いていふと思ひます。構成要件の明確性ということはそのように主張させていただいておりませんが、同時に、情報公開なりそういうものがなければいけないということを言つております。私は、そういう情報公開、あるいは、今、公文書管理の法もございませう。そういうものによつて、あるとなつては、その構成要件の縛りの在り方というのはかなり違つてくるというふうに私は考えております。

○福島みずほ君 情報公開法ができたから私は考え変えたつておつしやりたいのかもしれないんですが、違いますよ。あなた自身が変つたんじゃないですか。

これは、情報公開法があつても、現在、この秘密保護法は、廃棄の手続について、従前どおりというから、内閣総理大臣の同意があれば廃棄できるんです。情報公開で無期限、無期限で指定ができる。情報公開法があつても廃棄していれば出てこないじゃないですか。情報公開法があつても秘密保護法によつてブロックされればできないんですよ。そういう、情報公開法があればではないんですよ。

この谷垣さんの文章はそれとおりです。我が国が自由と民主主義に基づく国家体制を前提とする限り、国民がこれにアクセスすることは自由であるのが原則なのだ。そして、この国政に関する情報に防衛情報が含まれることは論をまたない。そのとおりじゃないですか。まさにこのとおりですよ。あなたは変つたんですか。もつたないんですよ。今こそ自由と民主主義をやるとき、今でしよう、どうですか。今でしよう。

○国務大臣(谷垣禎一君) いや、私は、繰り返し申し上げますが、当時は情報公開法も何もありません。それから公文書管理法もございませう。そういう中における秘密保護法とそういうものがあるときの秘密保護体制の在り方は私は違うと思ひます。ですから、私が変わつたとおつしやいます

が、私も日々に進化しております。

○福島みずほ君 悪い変わり方ですよ。自由と民主主義が泣きますよ。

では、聞きます。情報公開、市民が情報公開する、あるいは国会議員が資料要求する特定秘密について、これは情報出てきますか。

○国務大臣(森まさこ君) 特定秘密保護法案が成立し施行されたとしても、情報公開法の適用はございませうので、情報公開法の手続にのつとつて公開請求をしていただきます。

その際に、不開示事由が示されて不開示とされた場合には不服申立てをすることができません。審議会のインカメラ手続を経ることもできません。その中で、審議会の皆様が特定秘密の内容を見ることができません。

○福島みずほ君 いや、もう冗談じゃないですよ。だつて、特定秘密を公務員がうっかり漏らしても十年間の懲役なんですよ。何でそれが情報公開されるんですか。どうして出てくるんですか。普通の人が情報公開して出てくるんですか。国会議員が資料要求して出てくるんですか。同時に、公務員がうっかり漏らしたら十年以下の懲役、そんなばかな話はないでしょう。何のために秘密指定するんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 国会における特定秘密の提供についても十条で規定をされておまして、所定の要件が満たされた場合には国会に提供する、つまり開示されることになりました。

○福島みずほ君 秘密会に出すということですが、秘密会で知り得たその秘密、例えば、全て提供されるわけじゃないですよ。国会の秘密会に提供された秘密を、例えば私が秘書、ジャーナリスト、市民、これを秘密にするのはおかしいと論陣を張つたら、秘密保護法違反じゃないですか。私は自由にしゃべれるんですか、秘密会で知つたことを。

○国務大臣(森まさこ君) 国会における保護措置の内容については、国会の自律権を尊重して国会でお決めることになるというふうに考えますけれども

も、漏えい行為等に関しては、憲法の国会議員の免責特権、不逮捕特権が及びます。

○福島みずほ君 いや、免責特権、不逮捕特権と
いったところで、私とその秘密会で知り得たこと
を、じゃ、外部に自由に言っいいんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 国会における特定秘密
の保護措置の内容は、国会において定められるも
のと承知しております。

○福島みずほ君 いや、もうこんな答弁するから
信用できないんですよ。秘密会だから言えないの
は当然じゃないですか。秘密会のことをべらべら
しゃべったら秘密会じゃないですよ。

何が言いたいか。要するに、情報公開制度があ
ります、秘密会で出します、そんなの何の役にも
立たないんですよ。だってしゃべれないんだも
の、論争できないんだもの。国会議員であれ市民
であれ、情報をゲットしてこれがおかしいと言
うのが私たちの仕事じゃないですか。秘密会でし
か言えないんだしたら、それは意味がないですよ。
ということ、聞きたいことは山ほどあつたん
ですが、谷垣さん、今こそ自由と民主主義じゃ
ないですか。今こそ自由と民主主義ですよ。歴史
の中で恥じない生き方をしようじゃないですか。
終わります。

○委員長(中川雅治君) 本日の質疑はこの程度に
とどめ、これにて散会いたします。

午後五時十分散会